

# I あらゆる分野における女性の参画拡大

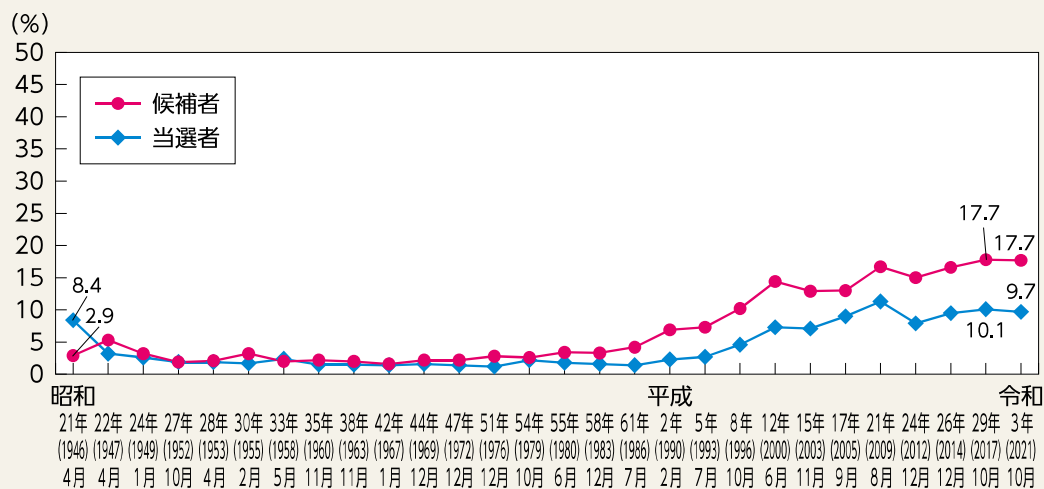
## 第1分野

## 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

### 第1節 政治分野

#### 1-1図 衆議院議員総選挙における候補者及び当選者に占める女性の割合の推移

- 衆議院議員総選挙における候補者及び当選者に占める女性の割合は上昇傾向にあるが、低い水準となっている。
- 令和3（2021）年10月執行の総選挙では、候補者に占める女性の割合は17.7%、当選者に占める女性の割合は9.7%。

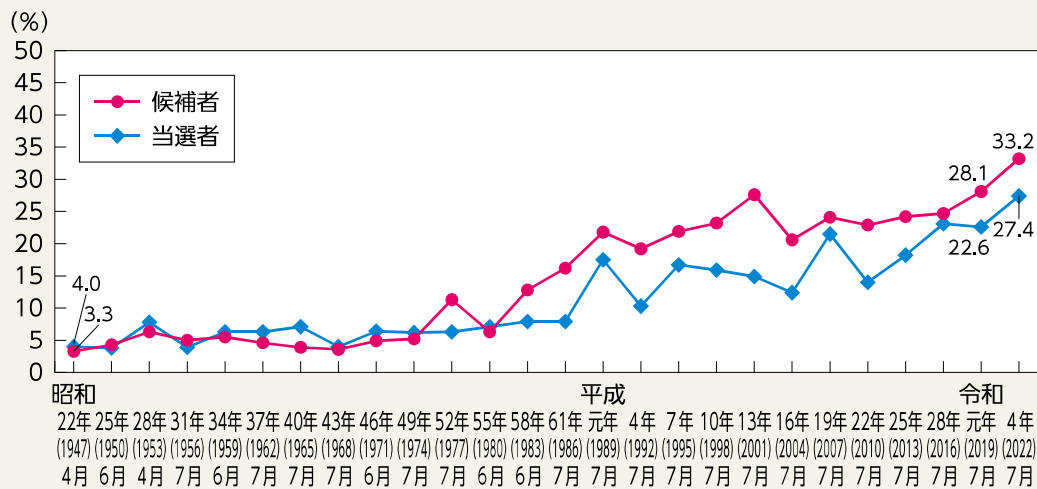


（備考）総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」より作成。

※ 第5次男女共同参画基本計画において、候補者に占める女性の割合を2025年までに35%とする目標を設定しているが、これは、政府が政党に働きかける際に念頭に置く努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。

## 1-2図 参議院議員通常選挙における候補者及び当選者に占める女性の割合の推移

- 参議院議員通常選挙における候補者及び当選者に占める女性の割合は上昇傾向にあるが、低い水準となっている。
- 令和4（2022）年7月執行の通常選挙では、候補者に占める女性の割合は33.2%、当選者に占める女性の割合は27.4%。



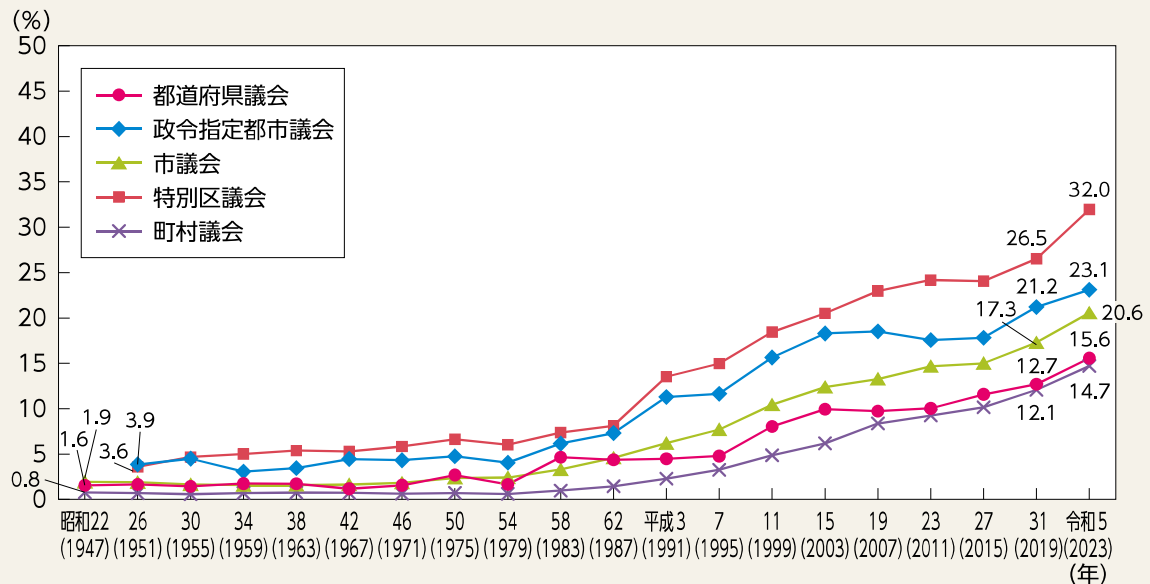
（備考）総務省「参議院議員通常選挙結果調」より作成。

※ 第5次男女共同参画基本計画において、候補者に占める女性の割合を2025年までに35%とする目標を設定しているが、これは、政府が政党に働きかける際に念頭に置く努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。

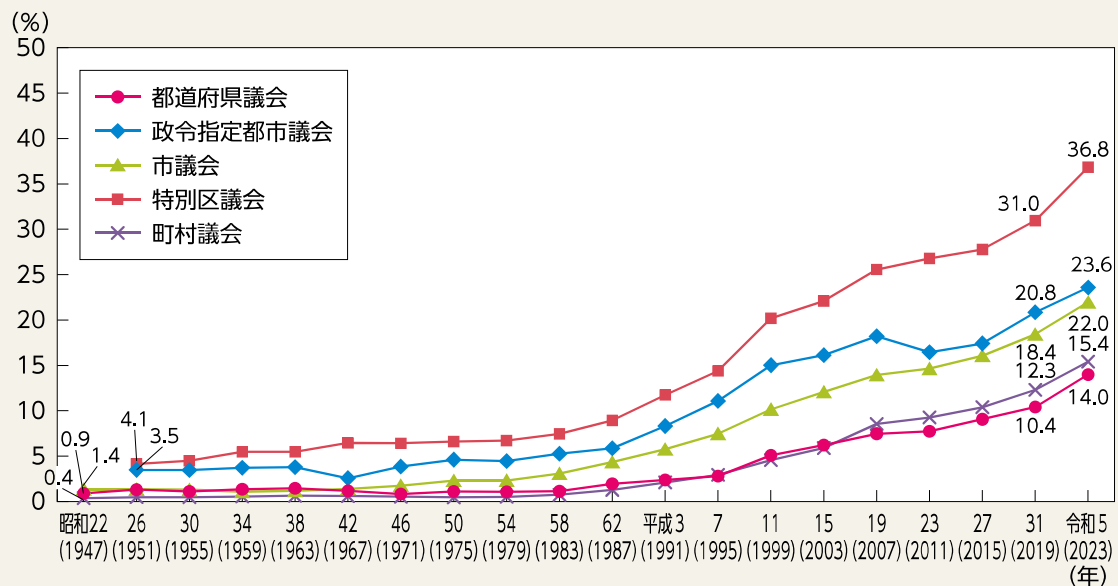
### 1-3図 統一地方選挙における候補者及び当選者に占める女性の割合の推移

- 統一地方選挙における候補者及び当選者に占める女性の割合は、上昇傾向にあるが、低い水準となっている。
- 令和5（2023）年の統一地方選挙では、候補者に占める女性の割合は、特別区議会が32.0%と最も高く、町村議会が14.7%と最も低くなっており、全体で19.2%。一方、当選者に占める女性の割合は、特別区議会が36.8%と最も高く、都道府県議会が14.0%と最も低くなっている。

候補者に占める女性の割合



当選者に占める女性の割合



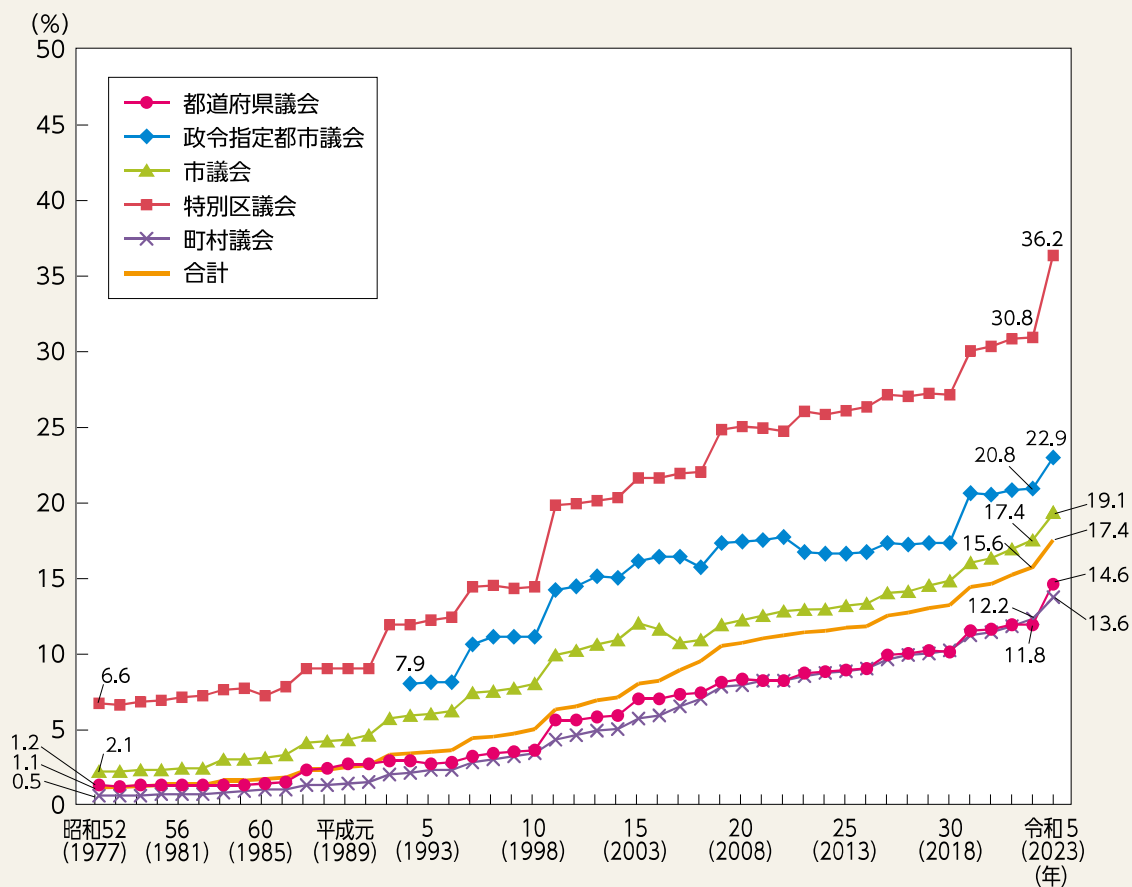
（備考）1. 平成31（2019）年までは総務省「地方選挙結果調」、令和5（2023）年は総務省「統一地方選挙結果の概要（速報）」（令和5（2023）年4月25日現在）より作成。

2. 昭和22（1947）年の「市議会」には、五大市議及び東京都特別区議の女性当選人数を含む。

※ 第5次男女共同参画基本計画において、統一地方選挙の候補者に占める女性の割合を2025年までに35%とする目標を設定しているが、これは、政府が政党等への要請、「見える化」の推進、実態の調査や好事例の横展開及び環境の整備等に取り組むとともに、政党を始め、国会、地方公共団体、地方六団体等の様々な関係主体と連携することにより、全体として達成することが期待される目標数値であり、各団体の自律的行動を制約するものではなく、また各団体が自ら達成を目指す目標ではない。

## 1-4図 地方議会における女性議員の割合の推移

○令和5（2023）年12月末現在、女性の割合が最も高いのは、特別区議会で36.2%、次いで、政令指定都市の市議会22.9%、市議会全体19.1%、都道府県議会14.6%、町村議会13.6%となっており、都市部で高く郡部で低い傾向にある。

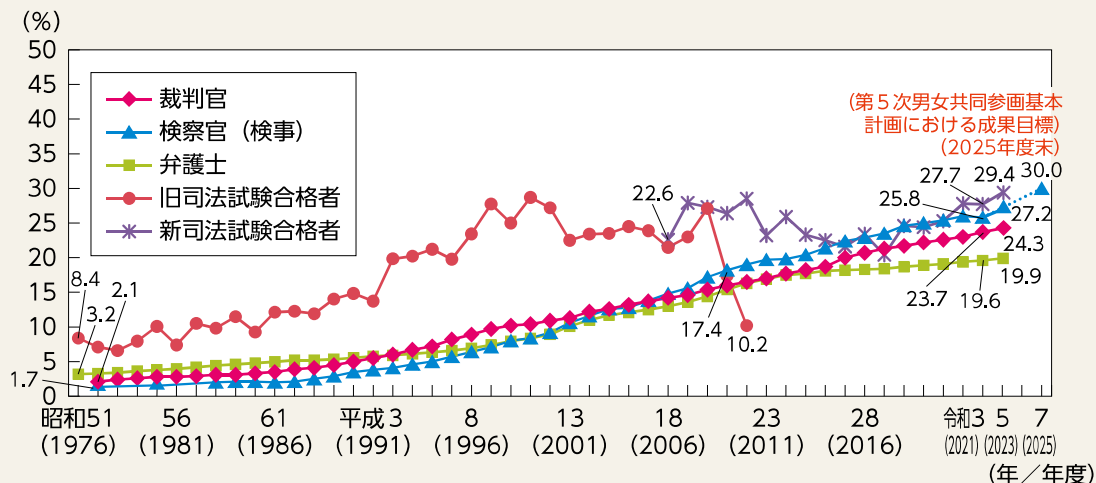


- (備考) 1. 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」（令和6（2024）年3月末時点で公表されているもの）より作成。  
 2. 各年12月末現在。  
 3. 市議会は政令指定都市議会を含む。合計は都道府県議会及び市区町村議会の合計。

## 第2節 司法分野

1-5図 司法分野における女性の割合の推移

- 裁判官、検察官（検事）及び弁護士に占める女性の割合は、裁判官が24.3%（令和4（2022）年12月現在）、検察官（検事）が27.2%（令和5（2023）年3月31日現在）、弁護士が19.9%（令和5（2023）年9月30日現在）。
- 司法試験合格者に占める女性の割合は、平成4（1992）年以降はおおむね2～3割で推移しており、令和5（2023）年は29.4%。

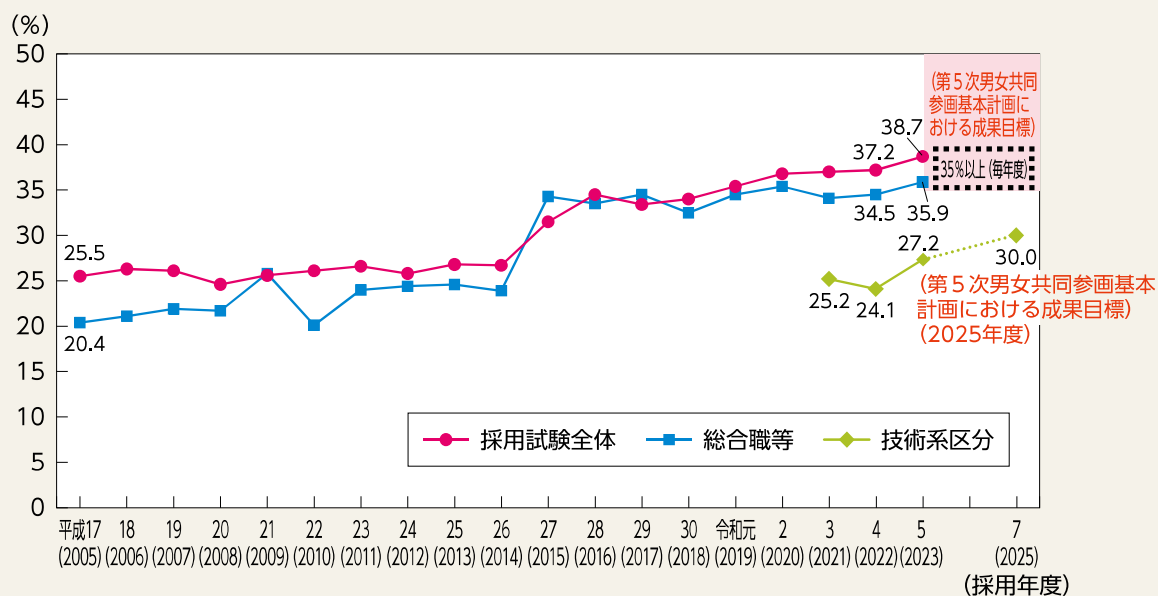


- （備考）1. 裁判官については最高裁判所資料より作成。  
 2. 検察官（検事）、司法試験合格者については法務省資料より作成。  
 3. 弁護士については日本弁護士連合会事務局資料より作成。  
 4. 裁判官は平成26（2014）年までは各年4月現在、平成27（2015）年以降は前年12月現在、検察官（検事）は各年3月31日現在。弁護士は年により異なるが、令和5（2023）年は9月30日現在。司法試験合格者は各年の値。

### 第3節 行政分野

1－6図 国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合の推移

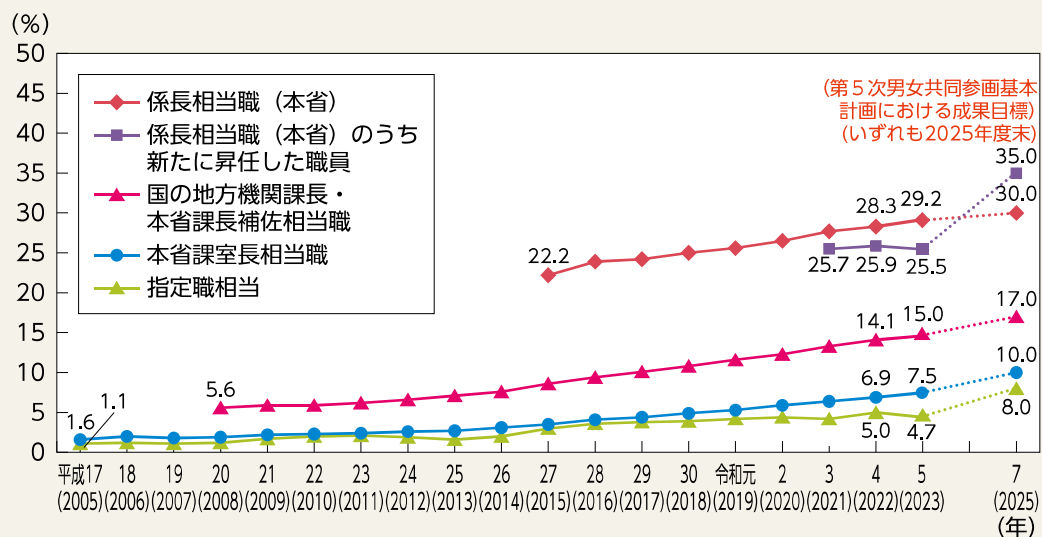
- 国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合は、令和5（2023）年4月1日時点で38.7%、また、国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合は35.9%と、いずれも令和5年度において第5次男女共同参画基本計画における成果目標（毎年度35%以上）を達成。
- 一方、国家公務員採用試験（技術系区分）からの採用者に占める女性の割合は27.2%と、第5次男女共同参画基本計画における成果目標（2025年度までに30%）を達成していない。



- (備考) 1. 平成17(2005)年度及び平成18(2006)年度は総務省、平成19(2007)年度から平成24(2012)年度は総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、平成25(2013)年度は総務省・人事院、平成26(2014)年度は内閣官房内閣人事局・人事院、平成27(2015)年度以降は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の採用状況のフォローアップ」より作成。
2. 「総合職等」とは、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験、大卒程度試験）及び国家公務員採用Ⅰ種試験並びに防衛省職員採用Ⅰ種試験をいう。
3. 「技術系区分」の詳細  
 総合職（院卒者・大卒程度）：デジタル／工学／数理科学・物理・地球科学／化学・生物・薬学／農業科学・水産／農業農村工学／森林・自然環境  
 一般職（大卒程度）：デジタル・電気・電子／機械／土木／建築／物理／化学／農学／農業農村工学／林学  
 一般職（高卒者）：技術／農業土木／林業
- ※ デジタル区分の新設等により、令和5年度から総合職（院卒者・大卒程度）については「デジタル」が追加され、一般職（大卒程度）については「電気・電子・情報」が「デジタル・電気・電子」に改められた。

## 1-7図 国家公務員の各役職段階に占める女性の割合の推移

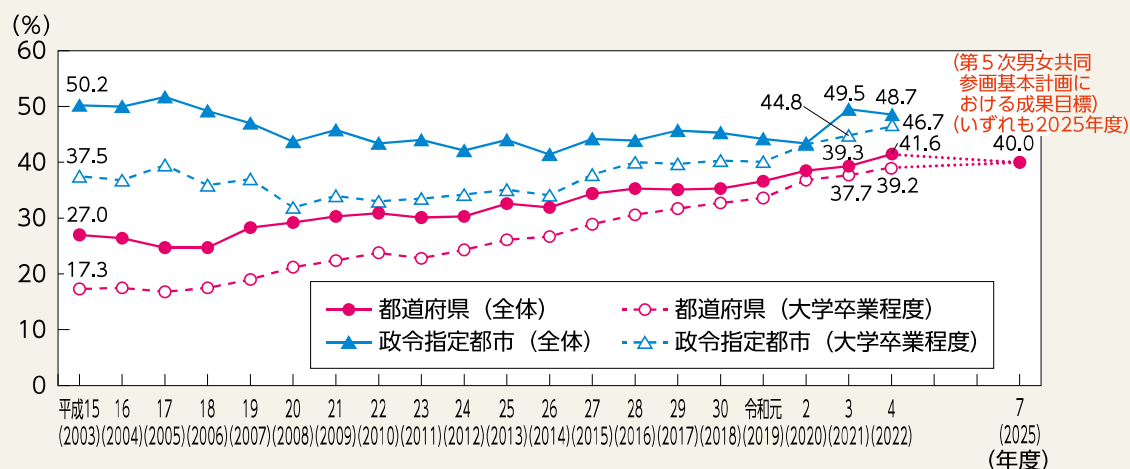
- 国家公務員の指定職相当及び係長相当職（本省）のうち新たに昇任した職員に占める女性の割合は、令和4（2022）年から低下している。指定職相当以外の各役職段階に占める女性の割合は上昇傾向にあるが、いずれも第5次男女共同参画基本計画における成果目標を達成していない。
- 令和5（2023）年7月時点では、係長相当職（本省）29.2%、係長相当職（本省）のうち新たに昇任した職員25.5%、国の地方機関課長・本省課長補佐相当職15.0%、本省課室長相当職7.5%、指定職相当4.7%。



- （備考）1. 内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」より作成。
2. 「指定職相当」とは一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の指定職俸給表の適用を受ける職員及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）に基づき一般職給与法の指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省職員を、「本省課室長相当職」とは一般職給与法の行政職俸給表（一）7級から10級相当職の職員を、「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは一般職給与法の行政職俸給表（一）5級及び6級相当職の職員を、「係長相当職（本省）」とは一般職給与法の行政職俸給表（一）3級及び4級相当職の本省職員をいう。また、「係長相当職（本省）のうち新たに昇任した職員」とは当該年7月1日時点の本省に在籍する係長相当職の職員のうち、当該年の前年7月2日から当該年7月1日までの間に初めて本省の係長相当職に任用された職員をいう。
3. 平成17（2005）年から平成26（2014）年までは各年1月時点。平成27（2015）年から令和5（2023）年までは各年7月時点。ただし、平成27（2015）年について、指定職相当は平成27（2015）年11月時点。

## 1-8図 地方公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合の推移

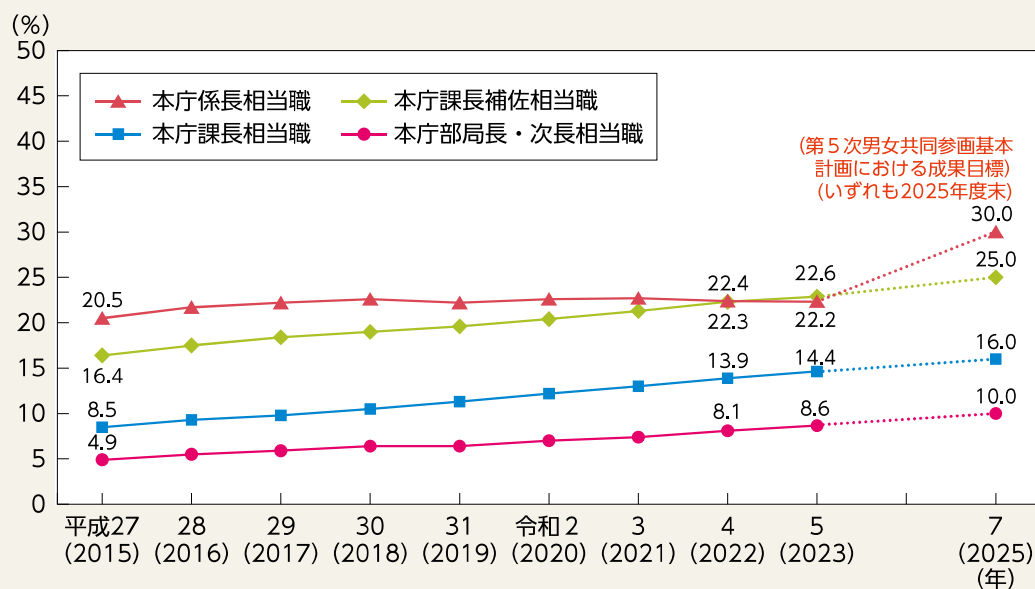
○令和4（2022）年度の地方公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合は、都道府県では、全体で41.6%、うち大学卒業程度で39.2%。政令指定都市では、全体で48.7%、うち大学卒業程度で46.7%。



(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。  
2. 各年4月1日から翌年3月31日の採用期間のデータとして各地方公共団体から提出のあったものを基に作成したものである。

## 1-9図 都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合の推移

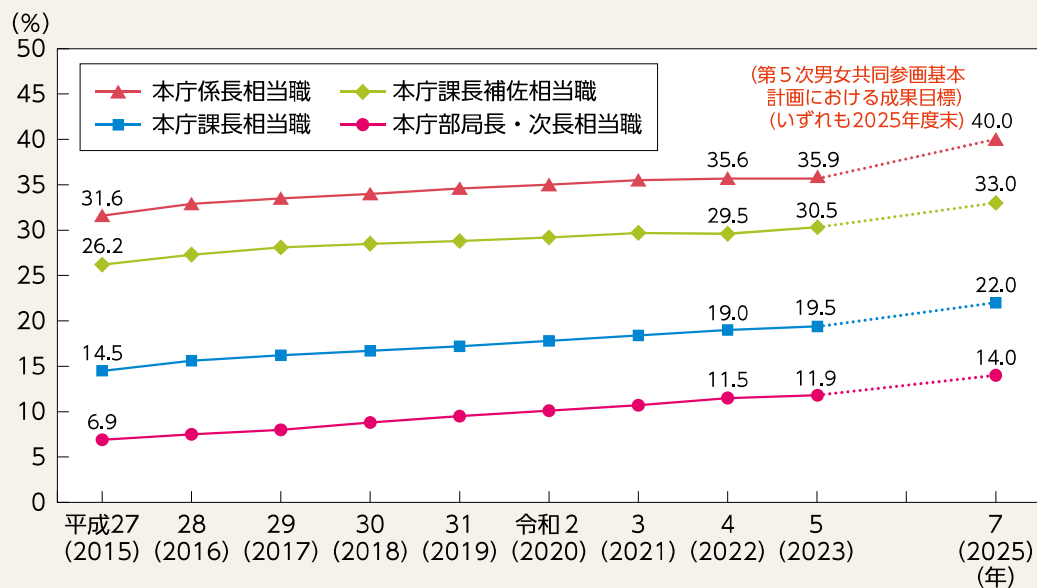
○都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合は、令和5（2023）年4月1日現在で、本庁係長相当職22.2%、本庁課長補佐相当職22.6%、本庁課長相当職14.4%、本庁部局長・次長相当職8.6%。



(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。  
2. 各年4月1日時点（一部の地方公共団体においては、異なる場合あり。）のデータとして各地方公共団体から提出のあったものを基に作成したものである。

## 1－10図 市区町村職員の各役職段階に占める女性の割合の推移

○市区町村職員の各役職段階に占める女性の割合は、令和5（2023）年4月1日現在で、本庁係長相当職35.9%、本庁課長補佐相当職30.5%、本庁課長相当職19.5%、本庁部局長・次長相当職11.9%。

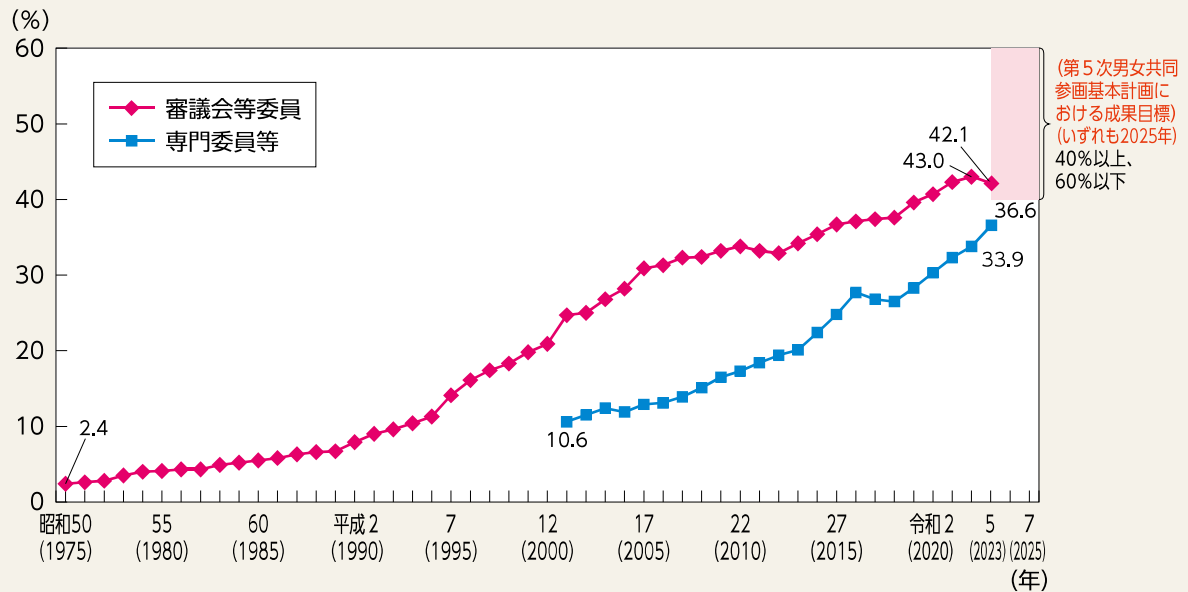


- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。  
2. 各年4月1日時点（一部の地方公共団体においては、異なる場合あり。）のデータとして各地方公共団体から提出のあったものを基に作成したものである。

## 1-11図 国の審議会等委員等に占める女性の割合の推移

- 国の審議会等の委員に占める女性の割合は、令和5（2023）年9月30日現在で42.1%であり、第5次男女共同参画基本計画における成果目標（2025年までに40%以上、60%以下）を達成。
- また、専門委員等に占める女性の割合も、調査開始以来最高値の36.6%となったが、第5次男女共同参画基本計画における成果目標（2025年までに40%以上、60%以下）を達成していない。

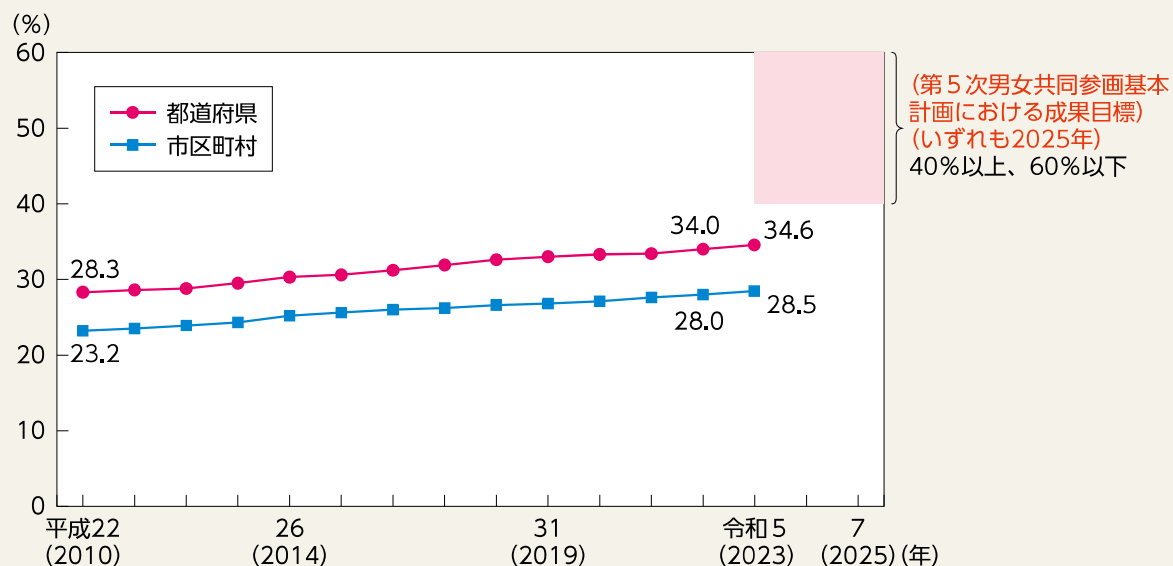
※専門委員等とは、委員とは別に、専門又は特別の事項を調査審議するため必要があるとき、専門委員、臨時委員又は特別委員の名称で置くことができるもの。



- （備考）1. 内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」より作成。
2. 昭和63（1988）年から平成6（1994）年は、各年3月31日時点、平成7（1995）年以降は、各年9月30日時点のデータとして各府省庁から提出のあったものを基に作成したものである。昭和62（1987）年以前は、年により異なる。
3. 調査対象の審議会等には、調査時点で、停止中のもの、委員が選任されていないもの、委員任命過程にあるもの及び地方支分部局に置かれているものは含まれない。

## 1-12図 地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合の推移

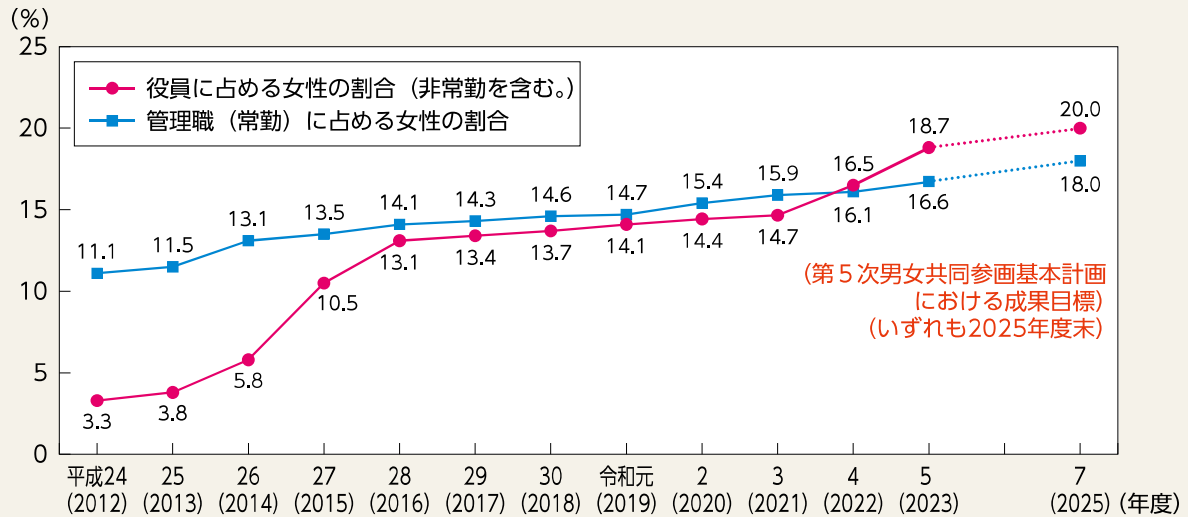
- 都道府県の審議会等委員に占める女性の割合は、令和5（2023）年は34.6%となっており、第5次男女共同参画基本計画における成果目標（2025年までに40%以上、60%以下）を達成していない。
- 市区町村の審議会等委員に占める女性の割合は、令和5（2023）年は28.5%となっており、第5次男女共同参画基本計画における成果目標（2025年までに40%以上、60%以下）を達成していない。



- (備考) 1. 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」より作成。  
 2. 各年4月1日時点（一部の地方公共団体においては、異なる場合あり。）のデータとして各地方公共団体から提出のあったものを基に作成したものである。  
 3. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等について集計。  
 4. 調査対象の審議会等には、調査時点で設置されていないもの及び委員の任命を行っていないものは含まれない。

## 1-13図 独立行政法人等の役職員の各役職段階に占める女性の割合の推移

- 独立行政法人等の役員に占める女性の割合（非常勤を含む。）は、令和5（2023）年4月1日時点で18.7%となっており、第5次男女共同参画基本計画における成果目標（2025年度末までに20%）を達成していない。
- また、管理職（常勤）に占める女性の割合は16.6%となっており、第5次男女共同参画基本計画における成果目標（2025年度末までに18%）を達成していない。

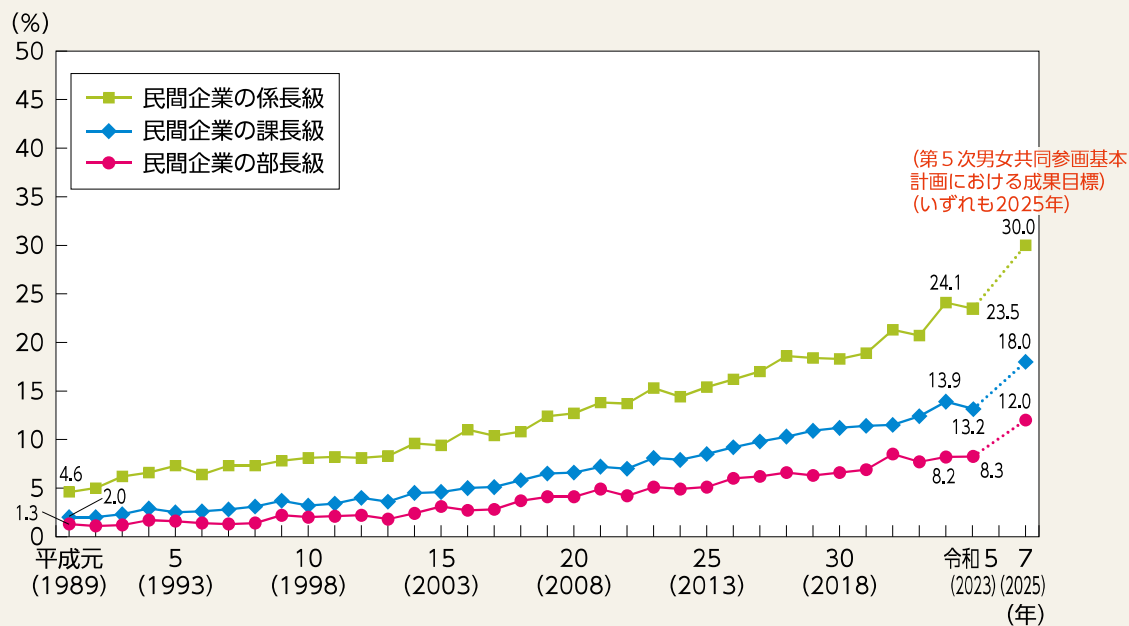


- (備考) 1. 内閣府「独立行政法人等女性参画状況調査」より作成。  
 2. 各年度4月1日時点のデータとして各独立行政法人等から提出のあったものを基に作成したものである。  
 3. 「役員」とは、会社法上の役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役）、独立行政法人通則法上の役員（法人の長、監事）及び個別法上の役員とし、執行役員は含まない。  
 4. 「管理職」とは、部長相当職及び課長相当職をいう。

## 第4節 経済分野

1-14図 民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合の推移

○常用労働者100人以上を雇用する企業の労働者のうち役職者に占める女性の割合は、上位の役職ほど女性の割合が低く、令和5（2023）年は、係長級23.5%、課長級13.2%、部長級8.3%。



(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

2. 令和2（2020）年から、調査対象が変更となり、10人以上の常用労働者を雇用する企業を集計しているが、令和元（2019）年以前の企業規模区分（100人以上の常用労働者を雇用する企業）と比較可能となるよう、同様の企業規模区分の数値により算出した。

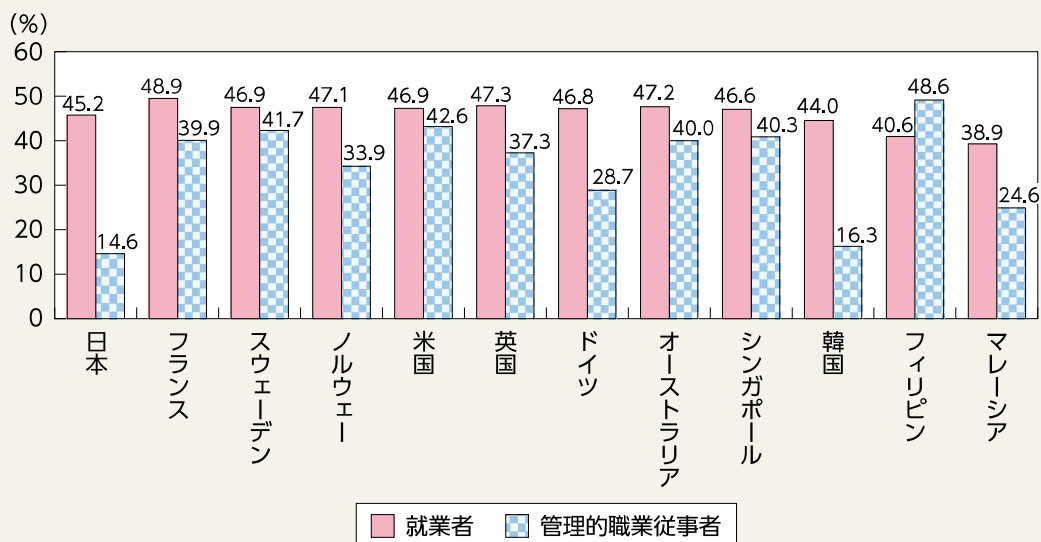
3. 常用労働者の定義は、平成29（2017）年以前は、「期間を定めずに雇われている労働者」、「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」及び「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち4月及び5月に雇われた日数がそれぞれ18日以上労働者」。平成30（2018）年以降は、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「1か月以上の期間を定めて雇われている労働者」。

4. 令和2（2020）年から推計方法が変更されている。

5. 「賃金構造基本統計調査」は、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取扱いをしていたところ、平成31（2019）年1月30日の総務省統計委員会において、「十分な情報提供があれば、結果数値はおおむねの妥当性を確認できる可能性は高い」との指摘がなされており、一定の留保がついていることに留意する必要がある。

## 1-15図 諸外国の就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合

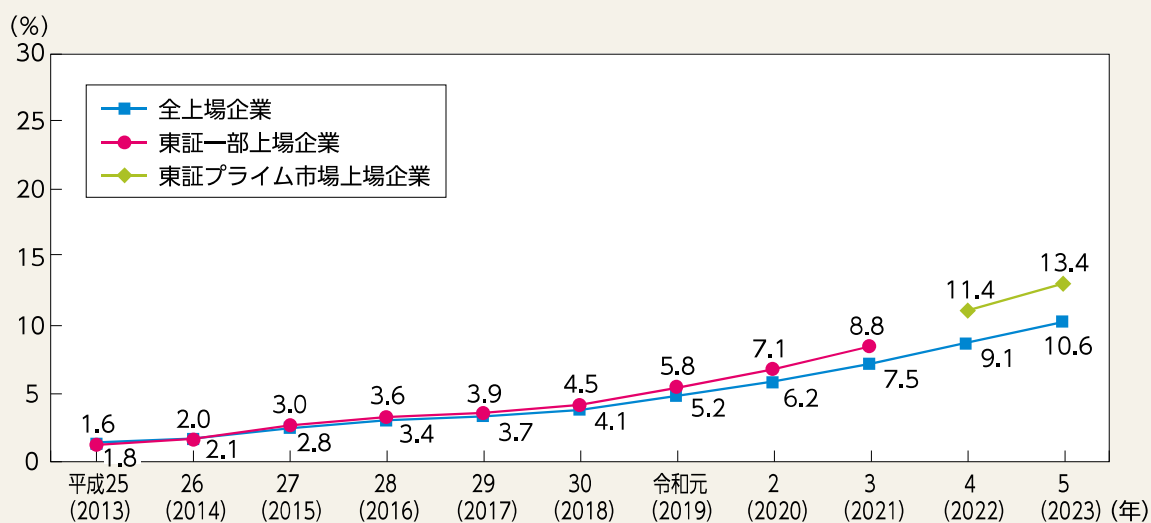
- 就業者に占める女性の割合は、日本は令和5（2023）年は45.2%であり、諸外国と比較して大きな差はない。
- 一方、管理的職業従事者に占める女性の割合は、諸外国ではおおむね30%以上となっているが、日本は令和5（2023）年は14.6%となっており、諸外国と比べて低い水準となっている。



- (備考) 1. 日本については総務省「労働力調査（基本集計）」、日本以外の国はILO「ILOSTAT」より作成。
2. 日本、米国及び韓国は令和5（2023）年、オーストラリアは令和2（2020）年、英国は令和元（2019）年、その他の国は令和4（2022）年の値。
3. 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

## 1-16図 上場企業の役員に占める女性の割合の推移

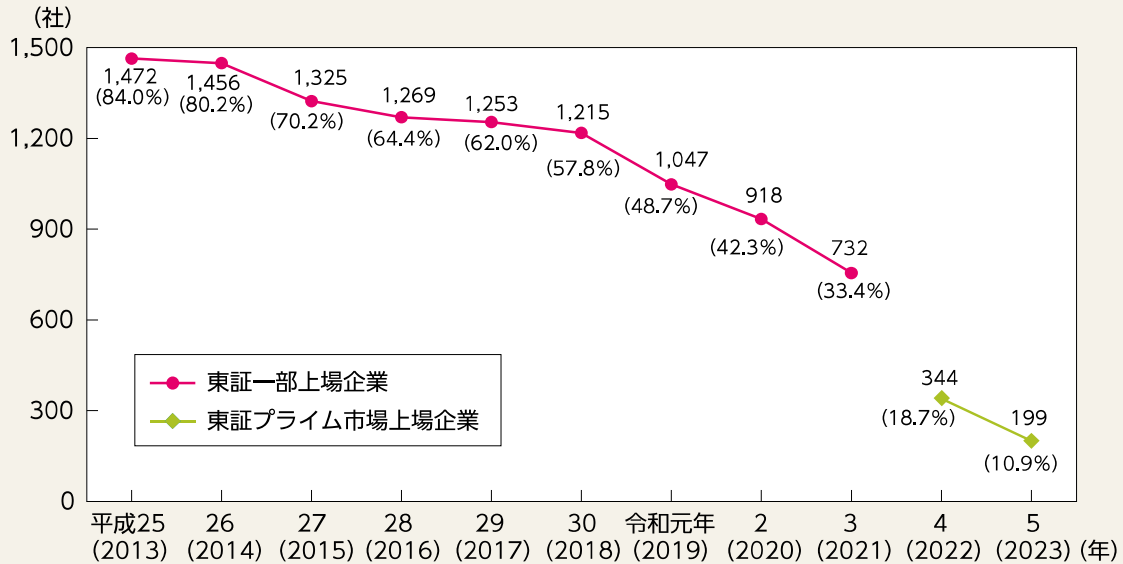
- 上場企業の役員に占める女性の割合は過去10年間で徐々に上昇しており、令和5（2023）年7月現在で、全上場企業の役員に占める女性の割合は10.6%、東証プライム市場上場企業の役員に占める女性の割合は13.4%。



- (備考) 1. 東洋経済新報社「役員四季報」に基づき内閣府において作成。
2. 調査時点は原則として各年7月31日現在。
3. 「役員」は、取締役、監査役及び執行役。

### 1-17図 女性役員がいない東証プライム市場上場企業の数及び割合の推移

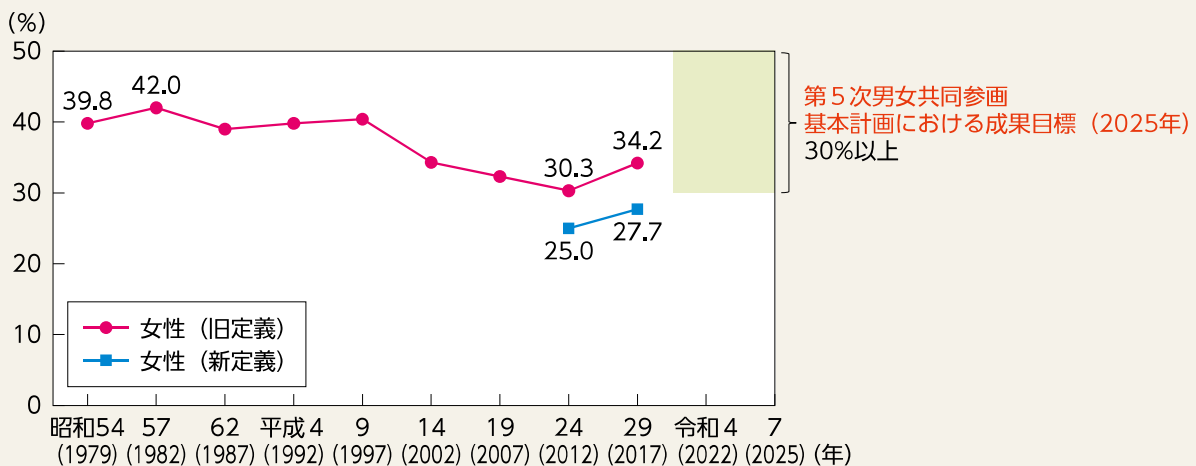
○東証一部上場企業又は東証プライム市場上場企業において、女性役員がいない企業は減少してきているものの、令和5（2023）年7月現在で、東証プライム市場上場企業の約1割の企業に女性役員が一人もいない。



- (備考) 1. 東洋経済新報社「役員四季報」及び日本取引所グループホームページに基づき内閣府において作成。  
 2. 調査時点は原則として各年7月31日現在。  
 3. 役員は、取締役、監査役及び執行役。  
 4. 令和3（2021）年以前のカッコ内の数値は各年における東証一部上場企業全体に占める割合。令和4（2022）年以降のカッコ内の数値は東証プライム市場上場企業全体に占める割合。

### 1-18図 起業家に占める女性の割合の推移

○起業家に占める女性の割合は、平成29（2017）年は27.7%。

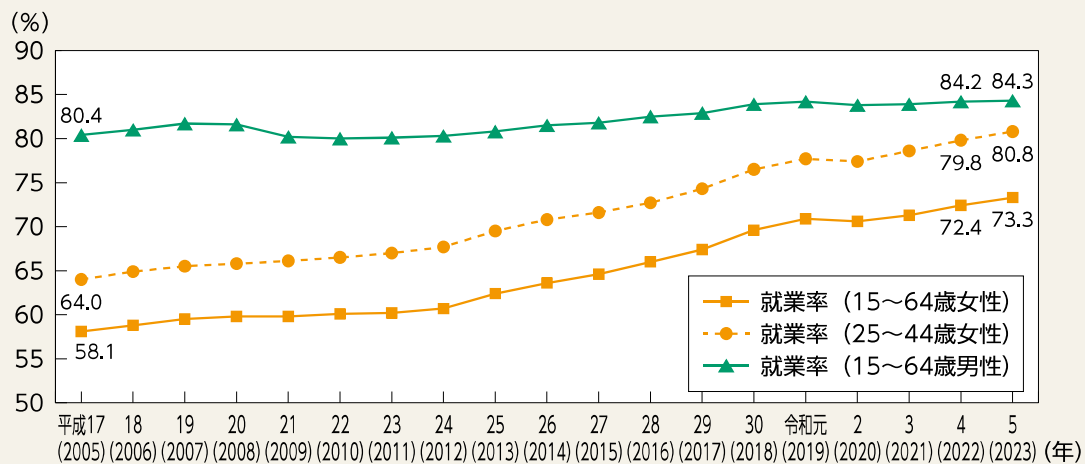


- (備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」（中小企業庁特別集計結果）より作成。  
 2. 旧定義に基づく起業家とは、過去1年間に職を変えた又は新たに職についた者のうち、現在は「自営業主（内職者を除く）」となっている者。新定義に基づく起業家とは、過去1年間に職を変えた又は新たに職についた者で、現在は会社等の役員又は自営業主となっている者のうち、自分で事業を起こした者。  
 ※ 第5次男女共同参画基本計画においては、新定義に基づく起業家に占める女性の割合を成果目標として設定。

## 第1節 就業

2-1図 女性就業率の推移

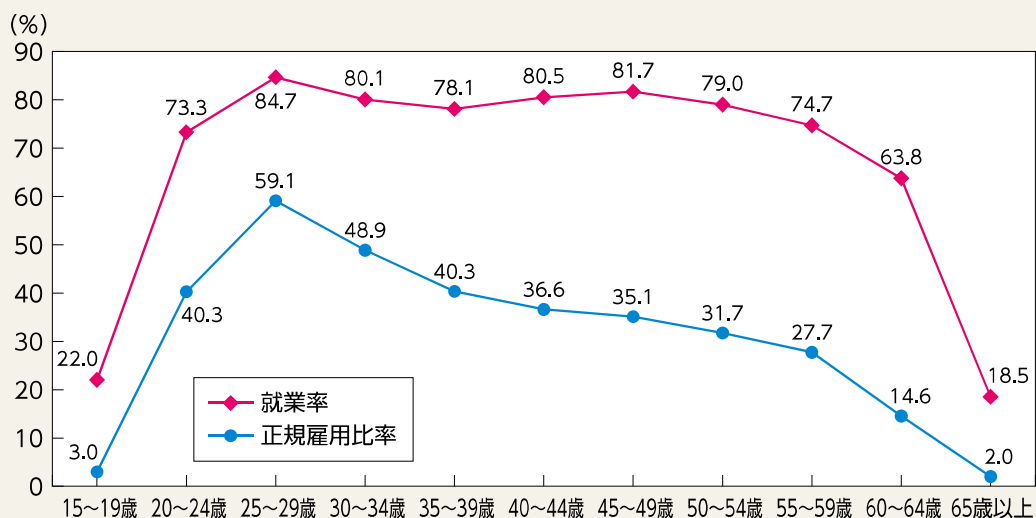
○就業率は、近年男女ともに上昇傾向。令和5（2023）年は、15～64歳の女性は73.3%、25～44歳の女性は80.8%、15～64歳の男性は84.3%。



- (備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。なお、労働力調査では令和4（2022）年1月分結果から算出の基礎となるベンチマーク人口を令和2（2020）年国勢調査結果を基準とする推計人口に切り替えた。当グラフでは、令和3（2021）年以前の数値について新基準切替え以前の既公表値を使用している。  
2. 平成23（2011）年の就業率は、総務省が補完的に推計した値。

2-2図 女性の年齢階級別正規雇用比率（令和5（2023）年）

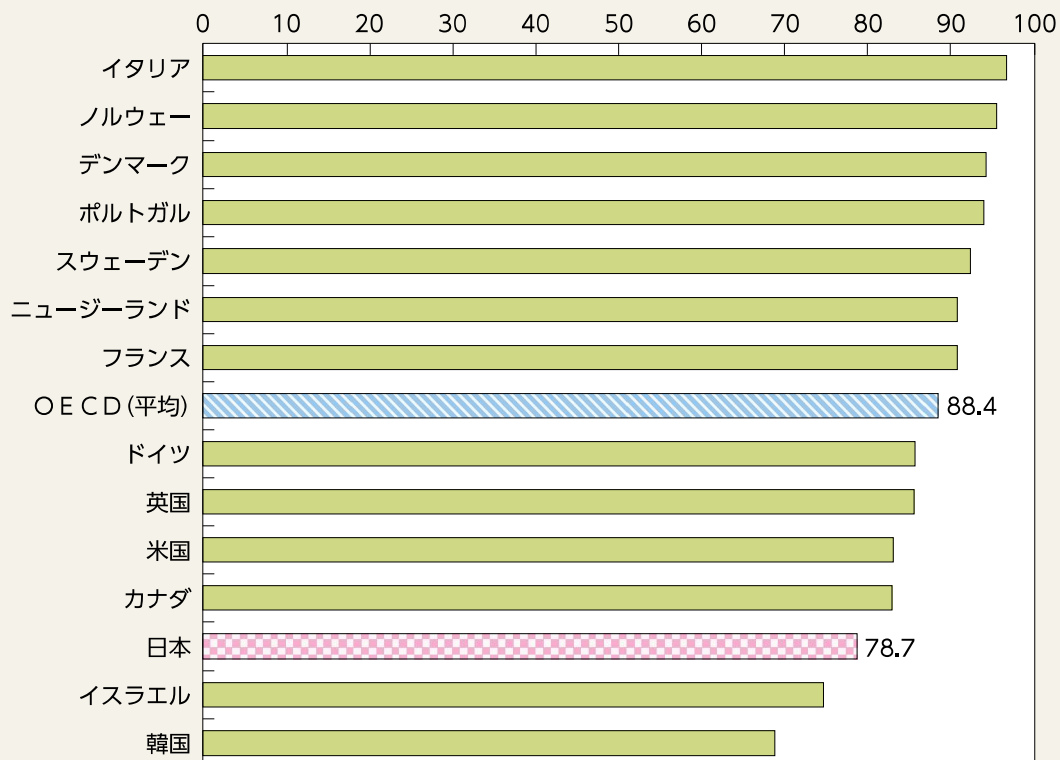
○女性の年齢階級別正規雇用比率は25～29歳の59.1%をピークに低下（L字カーブ）。



- (備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。  
2. 就業率は、「就業者」／「15歳以上人口」×100。  
3. 正規雇用比率は、「正規の職員・従業員」／「15歳以上人口」×100。

## 2-3図 男女間賃金格差の国際比較

○男女間賃金格差を国際比較すると、男性のフルタイム労働者の賃金の中央値を100とした場合の女性のフルタイム労働者の賃金の中央値は、OECD諸国の平均値が88.4であるが、我が国は78.7であり、我が国の男女間賃金格差は国際的にみて大きい状況にあることが分かる。



（備考）1. OECD “OECD. Stat” より作成。

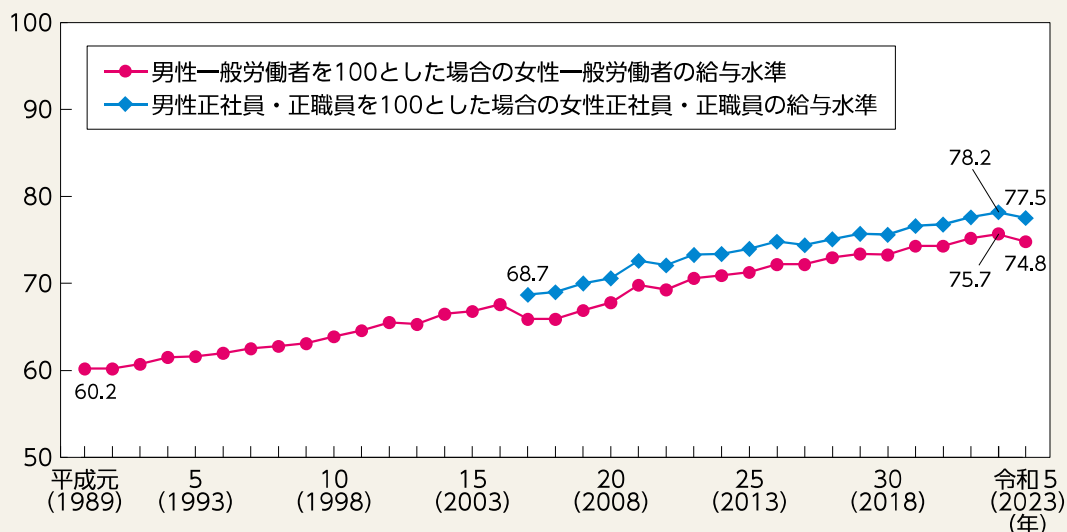
2. ここでの男女間賃金格差とは、フルタイム労働者について男性賃金の中央値を100とした場合の女性賃金の中央値の水準を割合表示した数値。

3. イスラエルは令和3（2021）年、それ以外の国は令和4（2022）年の数字。

## 2-4図 男女間所定内給与格差の推移

- 一般労働者における男女の所定内給与の格差は、長期的にみると縮小傾向にあるが、依然として大きい。
- 令和5（2023）年の男性一般労働者の給与水準を100としたときの女性一般労働者の給与水準は74.8で、前年に比べ0.9ポイント減少。
- また、一般労働者のうち、正社員・正職員の男女の所定内給与額をみると、男性の給与水準を100としたときの女性の給与水準は77.5となり、前年に比べ0.7ポイント減少。

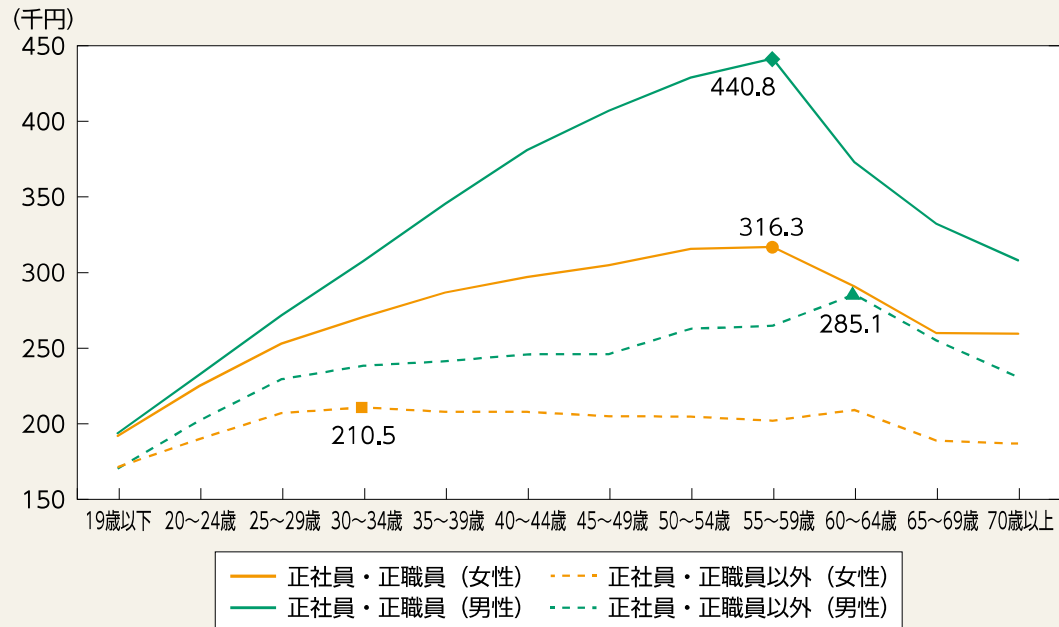
（基準とする男性  
の給与=100）



- （備考）
1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
  2. 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所における値。
  3. 給与水準は各年6月分の所定内給与額から算出。
  4. 一般労働者とは、常用労働者のうち短時間労働者以外の者。
  5. 正社員・正職員とは、一般労働者のうち、事業所で正社員・正職員とする者。
  6. 雇用形態（正社員・正職員、正社員・正職員以外）別の調査は平成17（2005）年以降行っている。
  7. 常用労働者の定義は、平成29（2017）年以前は、「期間を定めずに雇われている労働者」、「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」及び「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち4月及び5月に雇われた日数がそれぞれ18日以上労働者」。平成30（2018）年以降は、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「1か月以上の期間を定めて雇われている労働者」。
  8. 令和2（2020）年から推計方法が変更されている。
  9. 「賃金構造基本統計調査」は、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取扱いをしていたところ、平成31（2019）年1月30日の総務省統計委員会において、「十分な情報提供があれば、結果数値はおおむねの妥当性を確認できる可能性は高い」との指摘がなされており、一定の留保がついていることに留意する必要がある。

2－5図 所定内給与額（雇用形態別・年齢階級別）（令和5（2023）年）

- 男女の所定内給与の格差を雇用形態別にみると、男性の割合が大きい正社員と女性の割合が大きい非正社員の間の差が大きい。
- また、男女の所定内給与の格差を年齢階級別にみると、同じ雇用形態でも男女間に給与差があり、その差は年齢とともに拡大する傾向がある。



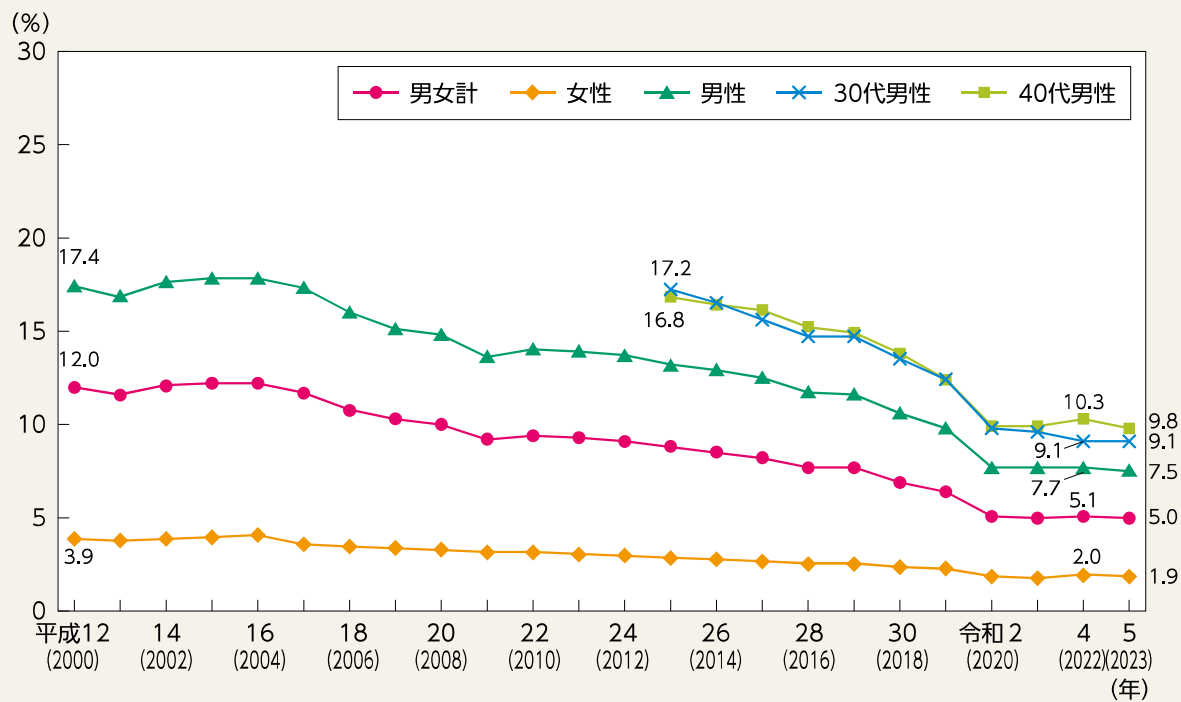
（備考）厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」より作成。

## 第2節 仕事と生活の調和

2-6図 週間就業時間60時間以上の雇用者の割合の推移

○週間就業時間60時間以上の雇用者の割合は減少傾向。

○男女別にみると、男性は女性より高く、子育て期にある30代男性では9.1%、40代男性では9.8%となっている。



(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

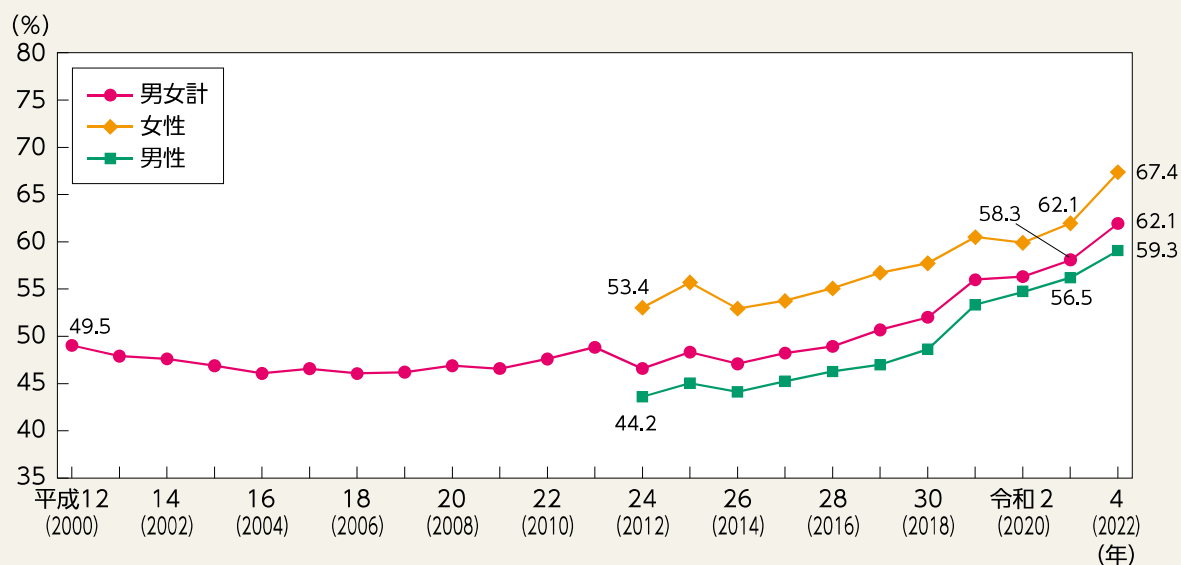
2. 非農林業雇用者数（休業者を除く。）に占める割合。

3. 平成23（2011）年値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

## 2-7図 年次有給休暇取得率の推移

○年次有給休暇の取得率は近年上昇傾向にあり、令和4（2022）年は62.1%。

○男女別にみると、男性は女性より低く、令和4（2022）年の取得率は、女性67.4%、男性59.3%。



（備考）1. 厚生労働省「就労条件総合調査」より作成。

2. 取得率は、「取得日数計」／「付与日数計」×100。

3. 平成19（2007）年及び平成26（2014）年で、調査対象が変更になっているため、時系列比較には注意を要する。

平成18（2006）年まで：本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業

平成19（2007）年から平成25（2013）年まで：常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業

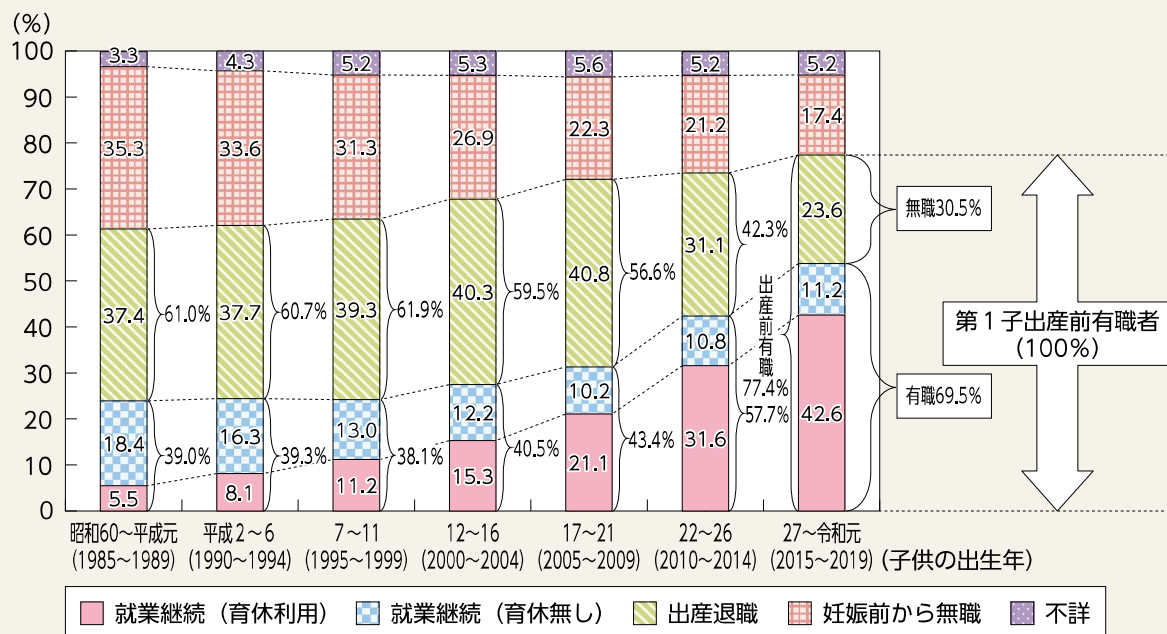
平成26（2014）年以降：常用労働者が30人以上の民営企業（複合サービス事業、会社組織以外の法人（医療法人、社会福祉法人、各種の協同組合等）を含む。）

4. 平成23（2011）年から平成25（2013）年は、東日本大震災による企業活動への影響等を考慮し、被災地域から抽出された企業を調査対象から除外し、被災地域以外の地域に所在する同一の産業・規模に属する企業を再抽出し代替。

5. 平成26（2014）年は平成26（2014）年4月、平成27（2015）年は平成27（2015）年9月、平成28（2016）年は平成28（2016）年7月にそれぞれ設定されている避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）を含む市町村に所在する企業を調査対象から除外。

## 2-8図 子供の出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴

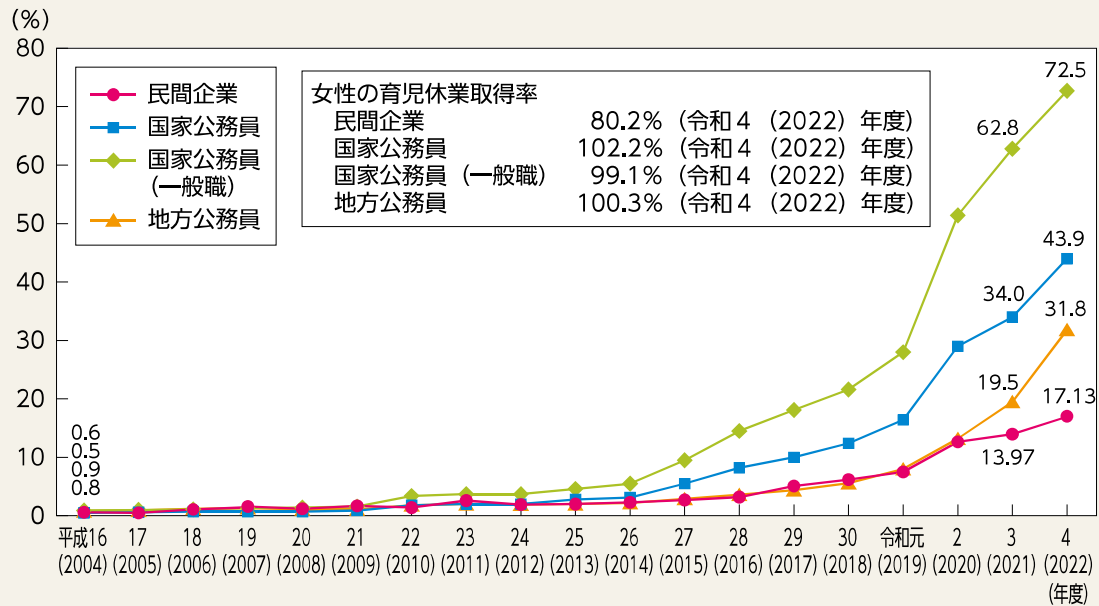
○第1子出産前に就業していた女性の就業継続率（第1子出産後）は上昇傾向にあり、平成27（2015）年から令和元（2019）年に第1子を出産した女性では69.5%。



- （備考）
- 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（夫婦調査）」より作成。
  - 第12～16回調査を合わせて集計。対象は第15回以前は妻の年齢50歳未満、第16回は妻が50歳未満で結婚し、妻の調査時年齢55歳未満の初婚どうしの夫婦。第1子が1歳以上15歳未満の夫婦について集計。
  - 出産前後の就業経歴  
 就業継続（育休利用）－妊娠判明時就業～育児休業取得～子供1歳時就業  
 就業継続（育休無し）－妊娠判明時就業～育児休業取得無し～子供1歳時就業  
 出産退職－妊娠判明時就業～子供1歳時無職  
 妊娠前から無職－妊娠判明時無職
  - 「妊娠前から無職」には、子供1歳時に就業しているケースを含む。育児休業制度の利用有無が不詳のケースは「育休無し」に含めている。

## 2-9図 男性の育児休業取得率の推移

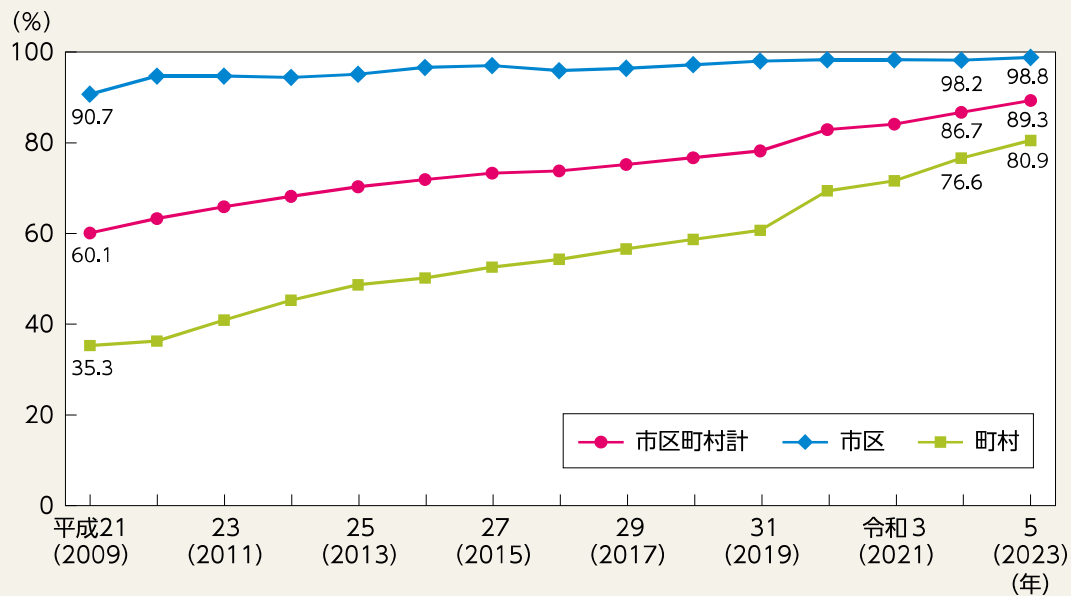
○近年、男性の育児休業取得率は上昇しており、令和4（2022）年度では、民間企業が17.13%、国家公務員が43.9%（一般職72.5%）、地方公務員が31.8%。



- (備考) 1. 国家公務員は、平成21（2009）年度までは総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、平成22（2010）年度から平成24（2012）年度は「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、平成25（2013）年度は内閣官房内閣人事局・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、平成26（2014）年度から令和2（2020）年度は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、令和3（2021）年度以降は内閣官房内閣人事局「国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ及び男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の1か月以上取得促進に係るフォローアップについて」より作成。
2. 国家公務員（一般職）は、人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査」及び人事院「年次報告書」より作成。なお、調査対象は、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）が適用される一般職の国家公務員で、行政執行法人職員を含み、自衛官など防衛省の特別職国家公務員は含まない。
3. 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より作成。
4. 民間企業は厚生労働省「雇用均等基本調査（女性雇用管理基本調査）」より作成。
5. 国家公務員の育児休業取得率について、令和2（2020）年度以前は、当該年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。令和3（2021）年度以降は、当該年度中に子が生まれた職員（育児休業の対象職員に限る。）の数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。
6. 地方公務員の育児休業取得率は、当該年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。

3-1図 市区町村における男女共同参画計画策定の割合の推移

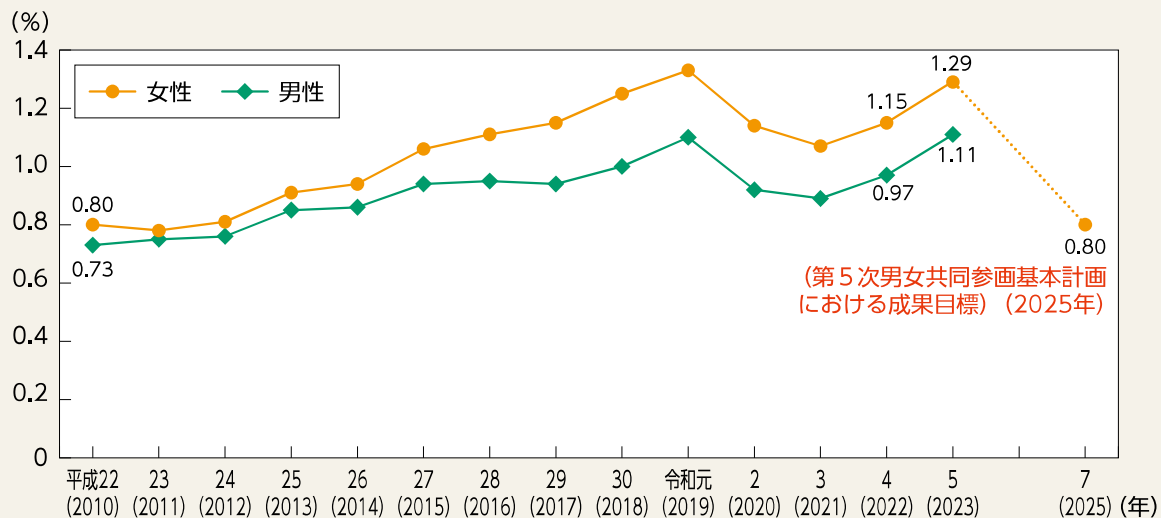
- 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条では、地方公共団体に対し、男女共同参画計画を策定することを求めている（都道府県は義務、市区町村は努力義務）。
- 男女共同参画計画の令和5（2023）年の策定率は、市区町村全体では89.3%、市区では98.8%だが、町村では80.9%にとどまっている。



- （備考）1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
2. 各年4月1日時点（一部の地方公共団体においては、異なる場合あり。）のデータとして各地方公共団体から提出のあったものを基に作成したものである。
3. 東日本大震災の影響により、平成23（2011）年値には、岩手県の一部（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県の一部（女川町、南三陸町）、福島県の一部（南相馬市、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、平成24（2012）年値には、福島県の一部（川内村、葛尾村）がそれぞれ含まれていない。また、北海道胆振東部地震の影響により、平成30（2018）年値には北海道厚真町が含まれていない。
4. 市区町村には、政令指定都市を含む。

### 3-2図 地域における10～20代の人口に対する転出超過数の割合の推移

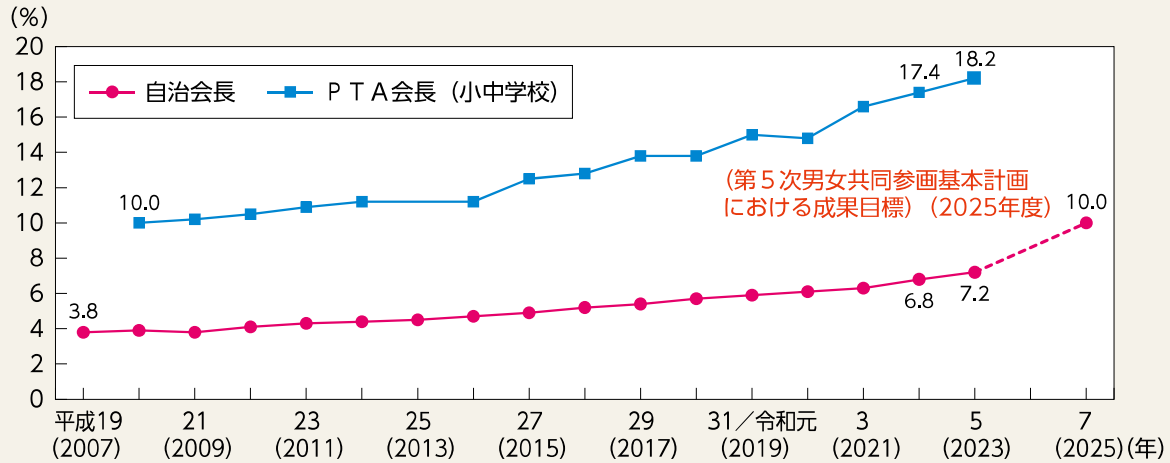
- 令和5（2023）年の10～20代女性の転出超過数の割合は1.29%（前年比0.14%ポイント増）、同年代男性の転出超過数の割合は1.11%（同0.14%ポイント増）。
- 10～20代女性の転出超過数の割合は、同年代男性の転出超過数の割合より高い状態が続いている。



- (備考) 1. 総務省「住民基本台帳人口移動報告」及び「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より作成。  
 2. 三大都市圏（東京圏、名古屋圏及び関西圏）を除く道県の10～20代の転出超過数の割合を算出。  
 3. 東京圏は埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県、名古屋圏は岐阜県、愛知県及び三重県、関西圏は京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県。

### 3-3図 自治会長及びPTA会長に占める女性の割合の推移

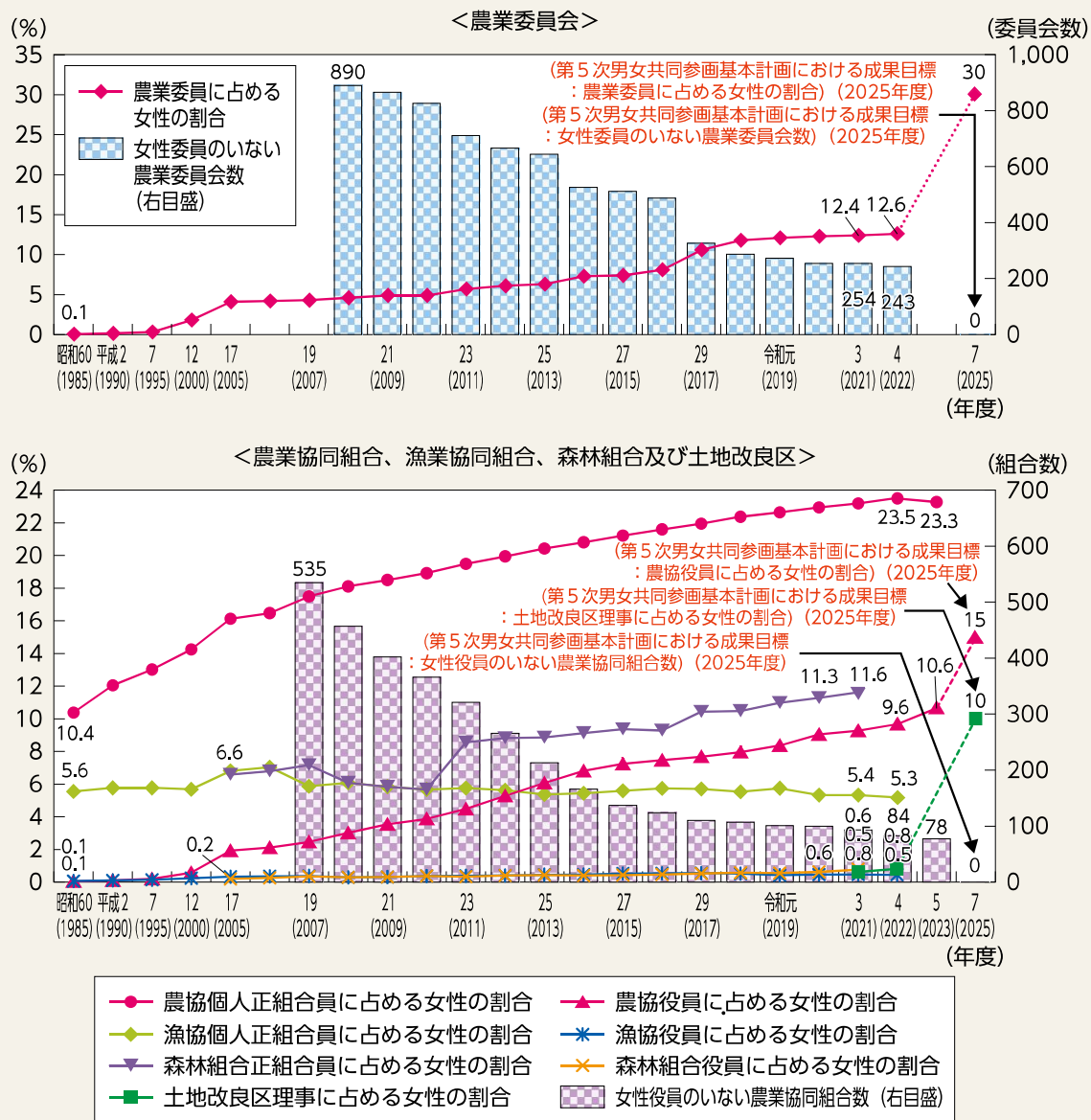
- 令和5（2023）年時点の自治会長に占める女性の割合は7.2%（前年比0.4%ポイント増）。
- 令和5（2023）年時点のPTA会長に占める女性の割合は18.2%（前年比0.8%ポイント増）。



- (備考) 1. 自治会長は、内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、PTA会長（小中学校）は、内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」より作成。
2. 自治会長は、各年4月1日時点（一部の地方公共団体においては、異なる場合あり。）のデータとして各地方公共団体から提出のあったものを基に作成したものである。PTA会長（小中学校）は、平成28（2016）年までは各年9月時点、平成29（2017）年、令和2（2020）年から令和4（2022）年は12月時点、平成30（2018）年及び令和元（2019）年は10月時点のデータとして団体から提出のあったものを基に作成したものである。
3. 自治会長については、回答のあった地方公共団体のうち、男女別の人数を把握できた団体のみを集計。
4. 自治会長については、東日本大震災の影響により、平成23（2011）年値には、岩手県の一部（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県の一部（女川町、南三陸町）、福島県の一部（南相馬市、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、平成24（2012）年値には、福島県の一部（川内村、葛尾村、飯館村）がそれぞれ含まれていない。また、北海道胆振東部地震の影響により、平成30（2018）年値には北海道厚真町が含まれていない。

### 3-4図 農業委員会、農協、漁協、森林組合及び土地改良区における女性の参画状況の推移

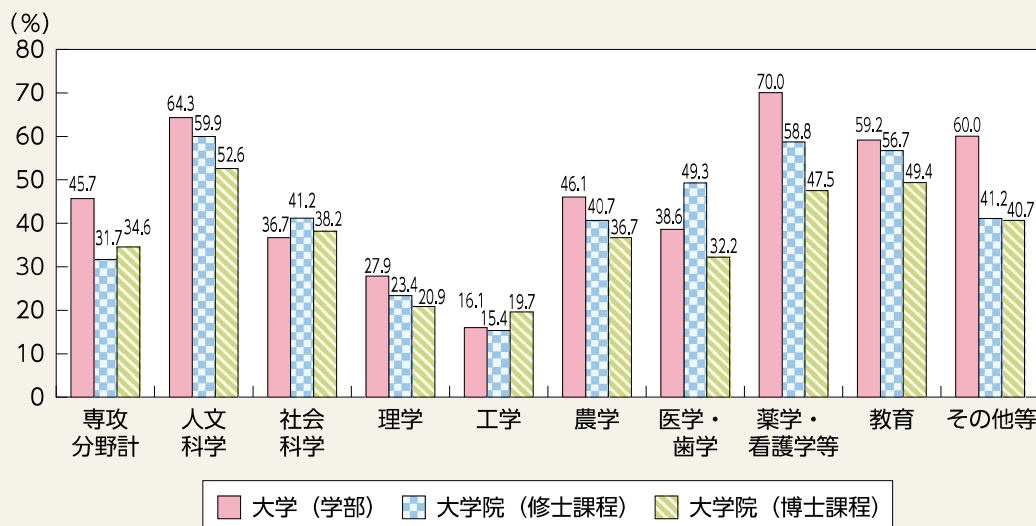
- 令和4(2022)年度の農業委員に占める女性の割合は12.6%(前年比0.2%ポイント増)。
- 令和5(2023)年度の農業協同組合役員に占める女性の割合は10.6%(前年比1.0%ポイント増)。
- 令和4(2022)年度の土地改良区の理事に占める女性の割合は0.8%(前年比0.2%ポイント増)。
- 令和4(2022)年度の漁業協同組合役員に占める女性の割合は0.5%であり、横ばい傾向が続いている。



- (備考) 1. 農林水産省資料より作成。ただし、「女性役員のない農業協同組合数」、「農協個人正組合員に占める女性の割合」及び「農協役員に占める女性の割合」の令和5(2023)年度値は、全国農業協同組合中央会調べによる。
2. 農業委員とは、市町村の独立行政委員会である農業委員会の委員であり、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する。農業委員会は、農地法(昭和27年法律第229号)に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務のほか、農地等の利用の最適化の推進に係る業務を行っている。
3. 農業委員会については、各年10月1日現在。ただし、昭和60(1985)年度は8月1日現在、平成27(2015)年度は9月1日現在。
4. 女性委員のいない農業委員会数は平成20(2008)年度からの調査。
5. 農業協同組合については、各事業年度末(農業協同組合により4月末～3月末)現在。ただし、令和5(2023)年度値は令和5(2023)年7月末現在。
6. 漁業協同組合については、各事業年度末(漁業協同組合により4月末～3月末)現在。
7. 漁業協同組合は、沿海地区出資漁業協同組合の値。
8. 森林組合については、各事業年度末現在。
9. 土地改良区は土地改良区連合を含む。
10. 土地改良区については、各事業年度末現在。

4-1図 大学(学部)及び大学院(修士課程、博士課程)学生に占める女子学生の割合(専攻分野別、令和5(2023)年度)

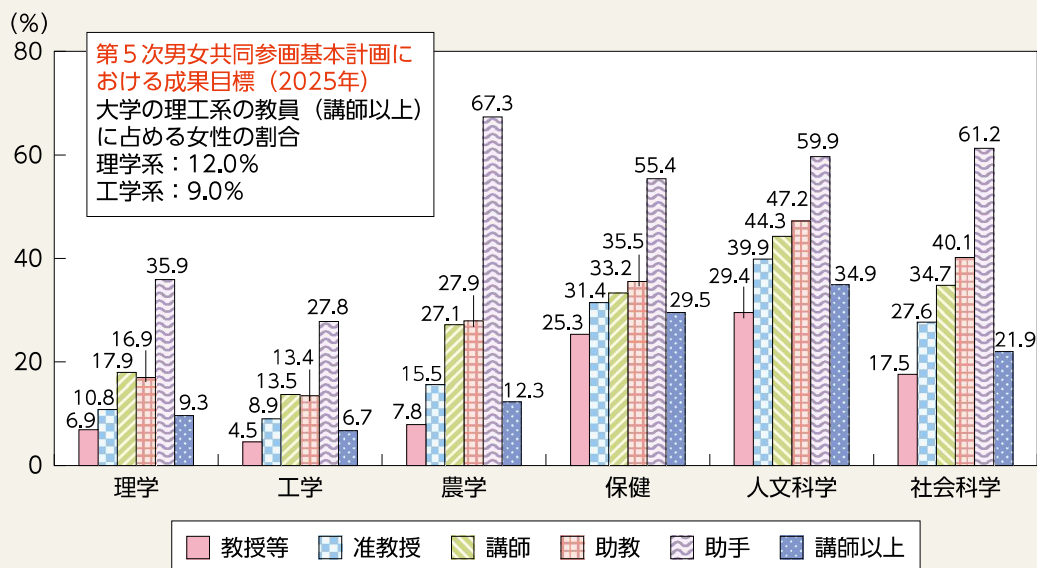
- 女子学生の割合が高い分野は薬学・看護学等と人文科学。
- 女子学生の割合が低い分野は工学と理学。



- (備考) 1. 文部科学省「学校基本統計」(令和5(2023)年度)より作成。
2. その他等は、大学(学部)及び大学院(修士課程)は、「商船」、「家政」、「芸術」及び「その他」の合計。大学院(博士課程)は、商船の学生がいないため、「家政」、「芸術」及び「その他」の合計。
3. 大学(学部)の「薬学・看護学等」の数値は、「薬学」、「看護学」及び「その他」の合計。大学院(修士課程、博士課程)の「薬学・看護学等」の数値は、「薬学」及び「その他」の合計。

#### 4-2図 大学等における専門分野別教員の女性の割合（令和4（2022）年度）

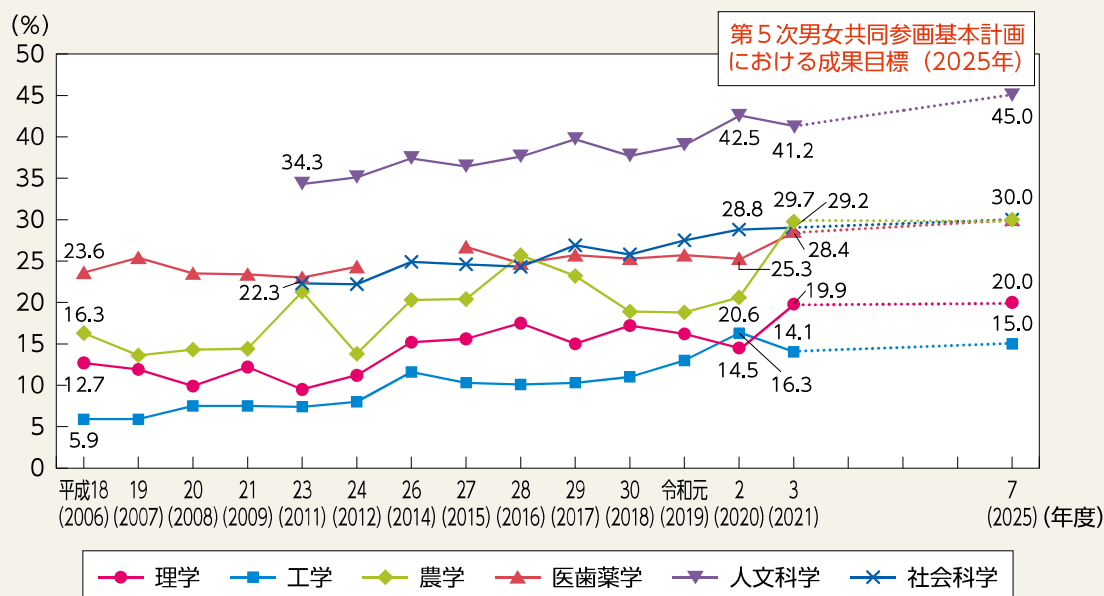
- 職位が上がるほど女性教員の割合は低くなっていくが、助手時点では女性割合が高い。  
○女性割合が比較的高いのは人文科学、保健及び社会科学。女性割合が著しく低いのは工学及び理学。



- （備考）1. 文部科学省「学校教員統計調査」（令和4（2022）年度）の調査票を基に作成。  
2. 「大学等」は、大学の学部、大学院の研究科、附置研究所（国立のみ）、学内共同教育研究施設、共同利用・共同研究拠点、附属病院、本部（学長・副学長及び学部等に所属していない教員）。  
3. 「教授等」は、「学長」、「副学長」及び「教授」の合計。「講師以上」は「教授等」、「准教授」及び「講師」の合計。

#### 4-3図 大学の研究者の採用に占める女性の割合の推移（学部ごと）

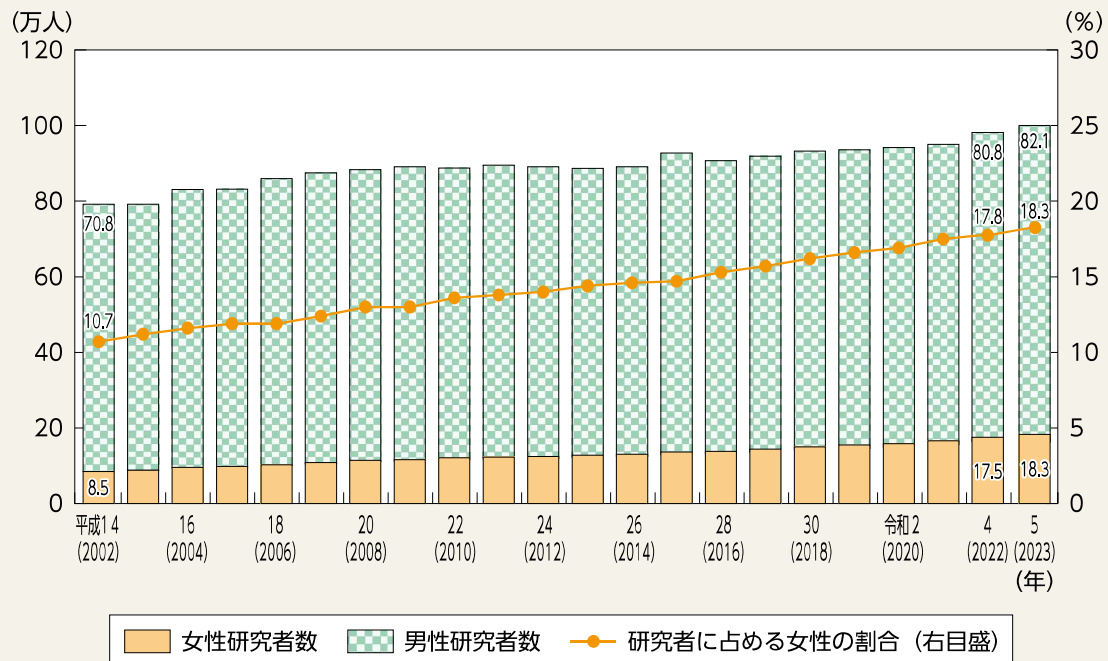
- 大学が採用する研究者の女性割合は、多くの分野において年々増加傾向にある。  
○工学及び理学における女性割合は依然として低い。  
○令和3（2021）年度は、理学における女性割合が令和2（2020）年度に比べ高くなっており、また工学を上回っている。



- （備考）1. 文部科学省調べより作成。  
2. 大学が採用した教員（非常勤教員を除く。）のうち、教授、准教授、講師及び助教について集計。

#### 4-4図 女性研究者数及び研究者に占める女性の割合の推移

○女性研究者の数及び割合ともに増加傾向にあるが、男性と比べて依然として低い。



- (備考) 1. 総務省「科学技術研究調査」(令和5(2023)年)より作成。  
 2. 各年3月31日現在。  
 3. 研究者数は、自然科学系の研究者だけでなく、人文・社会科学系等の研究者も含まれている。

## Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

### 第5分野

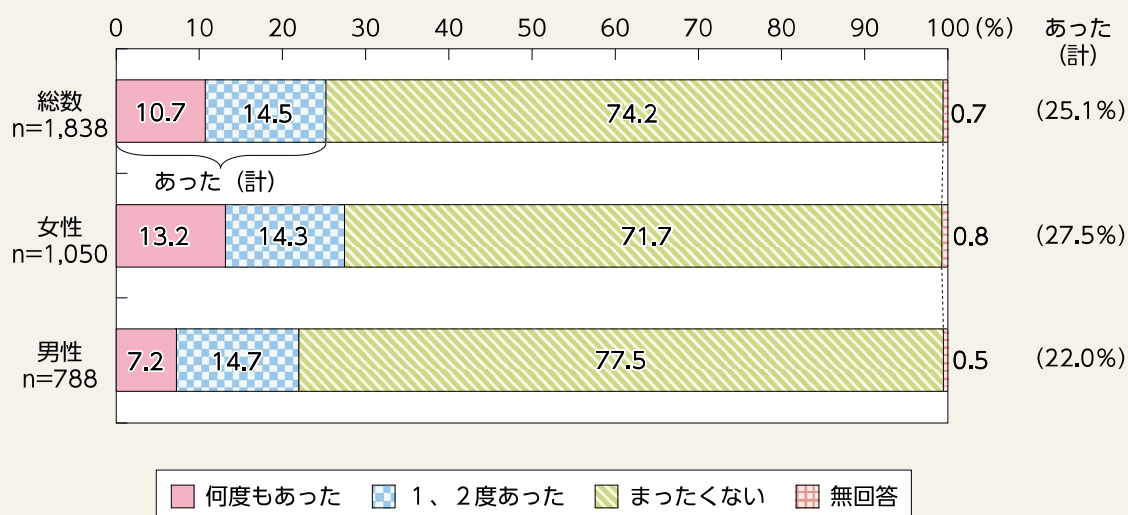
## 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 第1節 配偶者暴力

5-1図 配偶者からの被害経験（令和5（2023）年度）

○結婚したことがある人の25.1%、性別でみると女性の27.5%、男性の22.0%は、配偶者から暴力を受けたことがある。

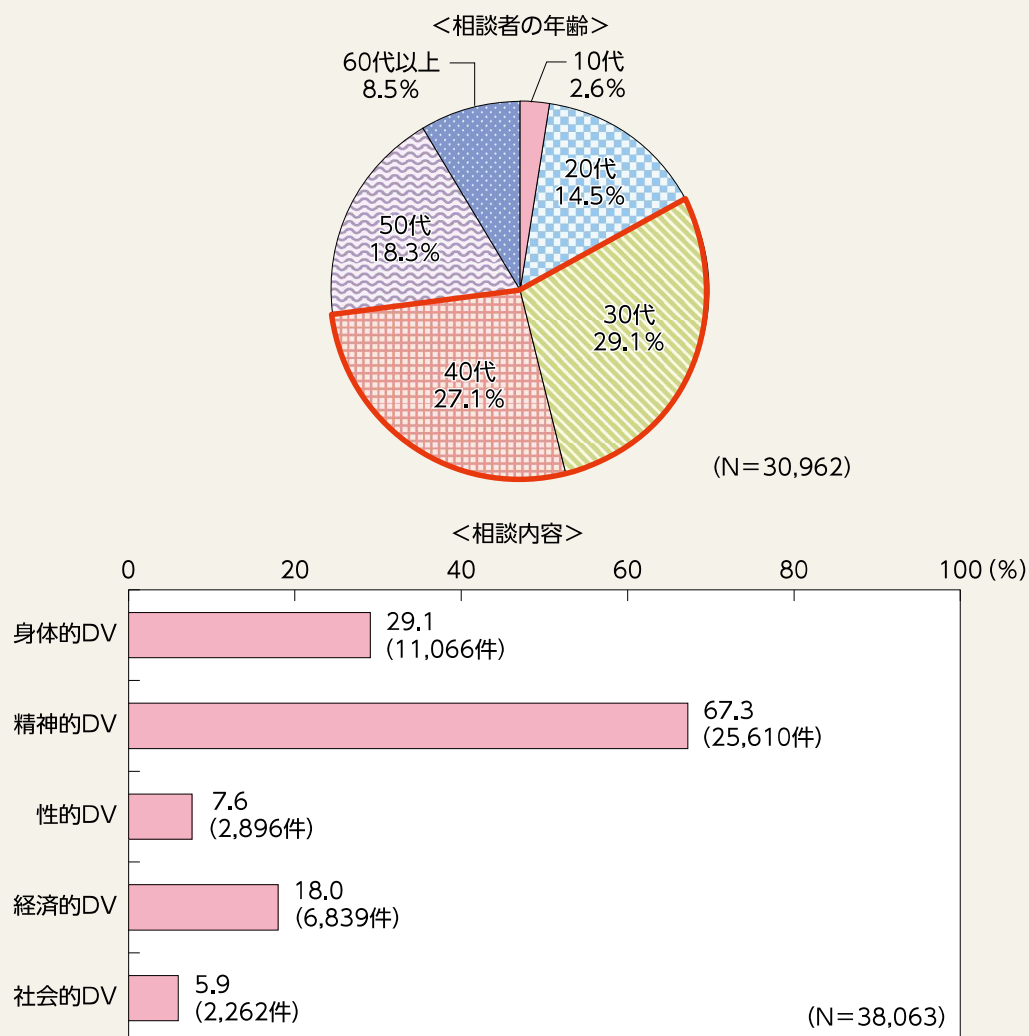
○そのうち10.7%、性別でみると女性の13.2%、男性の7.2%は何度も被害を受けている。



- （備考）1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和5（2023）年度）より作成。  
2. 全国18歳以上59歳以下の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。  
3. 「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」又は「性的強要」のいずれかの被害経験について調査。それぞれの用語の定義は以下のとおり。  
「身体的暴行」：なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたり、体をおさえつけたり、首を絞めたりするなどの身体に対する暴行。  
「心理的攻撃」：人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視・制限したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫。  
「経済的圧迫」：生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど。  
「性的強要」：嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、同意していないのに性的な画像・動画を撮影される、避妊に協力しないなど。  
4. 各回答は小数点第2位を四捨五入しているため、「何度もあった」及び「1、2度あった」の合計値と「あった（計）」の数値が異なる場合がある。

## 5-2図 DV相談者の年齢・相談内容（令和4（2022）年度）

- 相談者の年齢は、30～40代で全体の半数以上（56.2%）を占める。  
○相談の約7割が精神的DVを含んだ内容となっている。

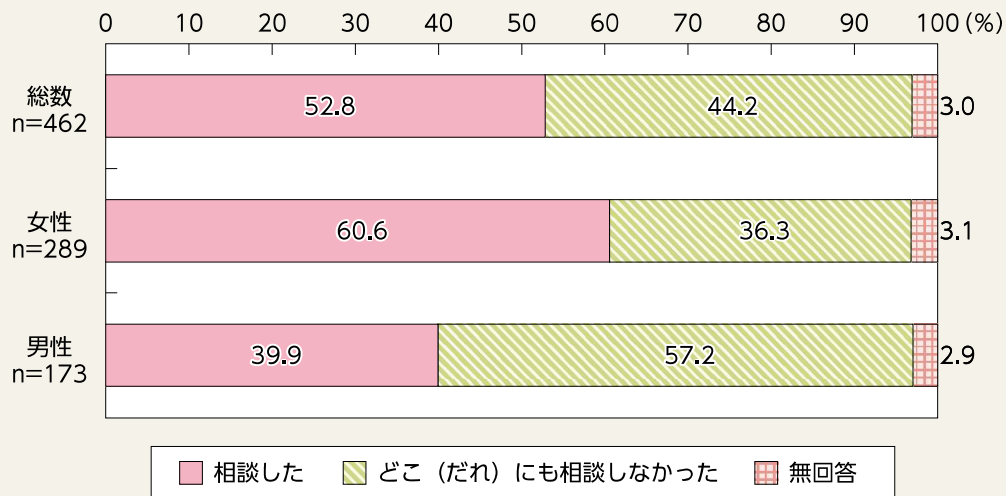


（備考）上図．内閣府「令和5（2023）年度『DV相談プラス事業における相談支援の分析に係る調査研究事業』報告書」より作成。DV相談プラスでの相談対応件数のうち、年代が不明であるものを除いた件数。

下図．同報告書の相談内容（複数のテーマを含む。）より、配偶者からの暴力のみ抽出し作成。複数回答になるため、割合は合計しても100%にはならない。

### 5-3図 配偶者からの暴力の相談経験（令和5（2023）年度）

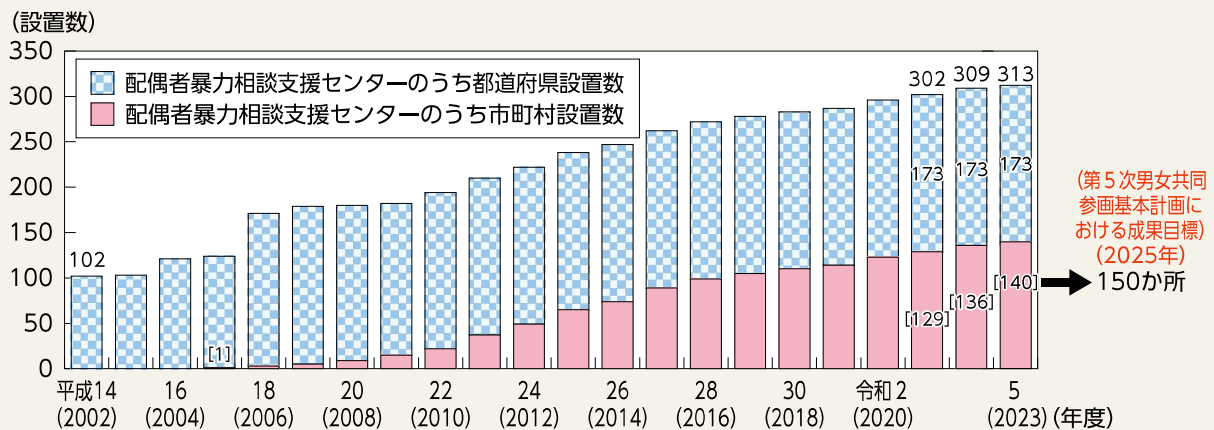
○被害を受けた人の44.2%、性別でみると女性の36.3%、男性の57.2%は、どこ（だれ）にも相談していない。



（備考）1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和5（2023）年度）より作成。  
 2. 全国18歳以上59歳以下の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。  
 3. 「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」又は「性的強要」のいずれかの被害経験について誰かに相談した経験を調査。

### 5-4図 配偶者暴力相談支援センター数の推移

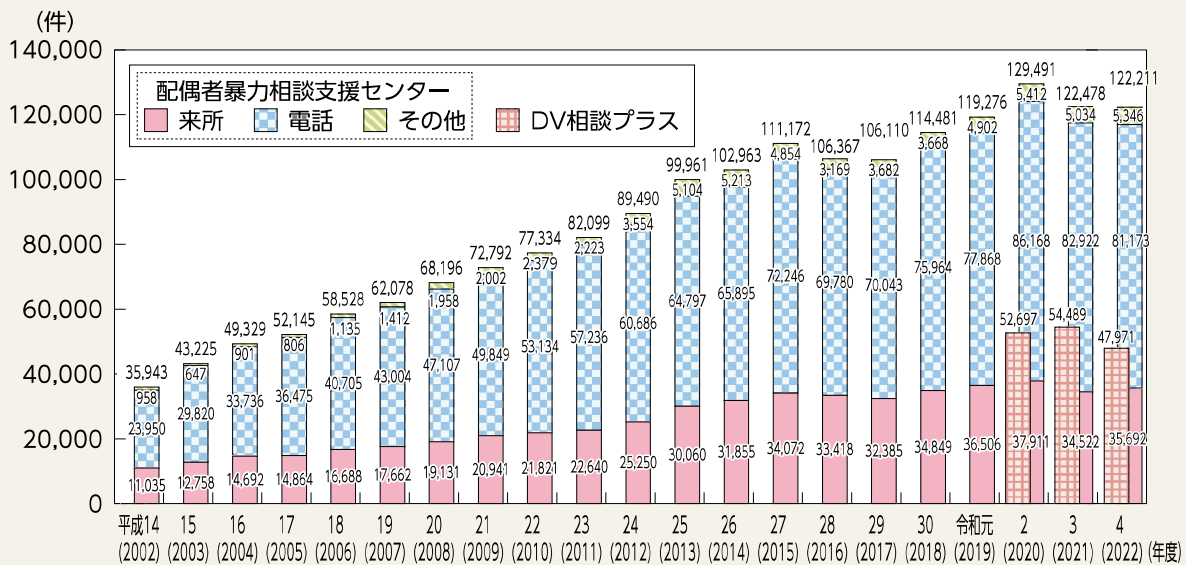
○配偶者暴力相談支援センターの設置数は、年々増加。  
 ○令和6（2024）年3月現在、全国に313か所（うち市町村が設置する施設は140か所）が設置されている。



（備考）1. 内閣府男女共同参画局調べより作成。  
 2. 平成19(2007)年7月に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)が改正され、平成20(2008)年1月から市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となった。  
 3. 各年度末現在の値。

## 5-5図 配偶者暴力相談支援センター等への相談件数の推移

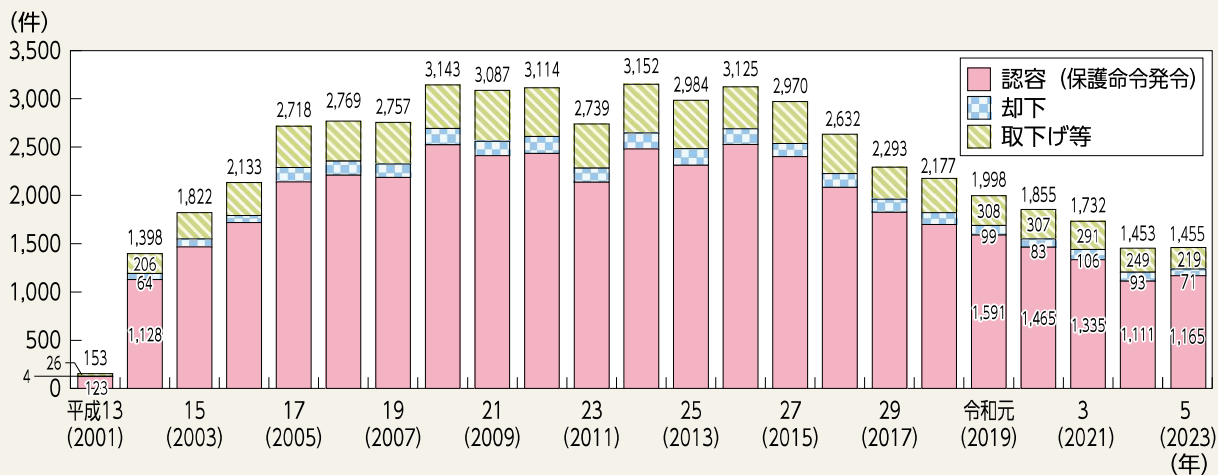
○配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、令和2（2020）年度に過去最高となり、高水準で推移。



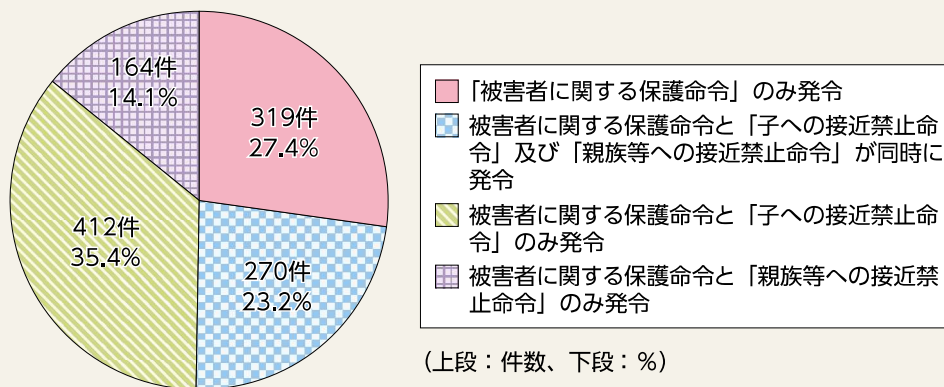
- （備考）1. 配偶者暴力相談支援センターの相談件数は、内閣府男女共同参画局において、各都道府県から報告を受けた全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等を取りまとめ、集計。  
 2. 「DV相談プラス」（令和2（2020）年4月に、内閣府が開設した相談窓口）に寄せられた相談件数を集計。

## 5-6図 配偶者暴力等に関する保護命令事件の処理状況等の推移

- 令和5（2023）年に終局した配偶者暴力等に関する保護命令事件（1,455件）のうち、保護命令が発令された件数は1,165件。
- そのうち「被害者に関する保護命令」のみ発令されたものは27.4%、被害者に関する保護命令と「子への接近禁止命令」のみ発令されたものは35.4%。



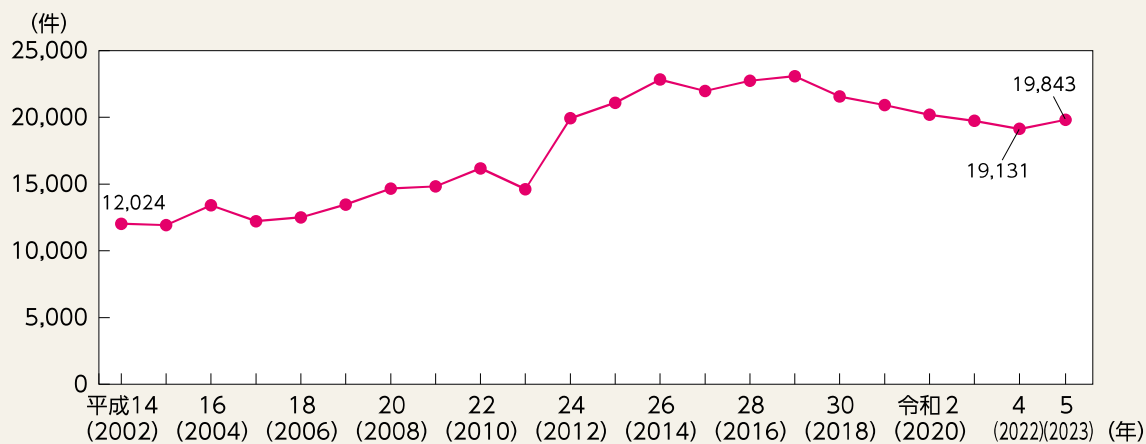
<令和5（2023）年における認容（保護命令発令）件数の内訳>



- (備考) 1. 最高裁判所資料より作成。
2. 「認容」には、一部認容の事案を含む。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む。「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含む。
3. 配偶者暴力防止法の改正により、平成16（2004）年12月に「子への接近禁止命令」制度が、平成20（2008）年1月に「電話等禁止命令」制度及び「親族等への接近禁止命令」制度がそれぞれ新設された。これらの命令は、被害者への接近禁止命令と同時に又は被害者への接近禁止命令が発令された後に発令される。さらに、平成26（2014）年1月より、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となった。
4. 平成13（2001）年値は、同年10月13日の配偶者暴力防止法施行以降の件数。
5. 令和5（2023）年値は、速報値。

### 5-7図 ストーカー事案の相談等件数の推移

- 令和5（2023）年のストーカー事案の相談等件数は19,843件で、前年に比べ増加。
- 平成24（2012）年以降、依然として高い水準で推移。



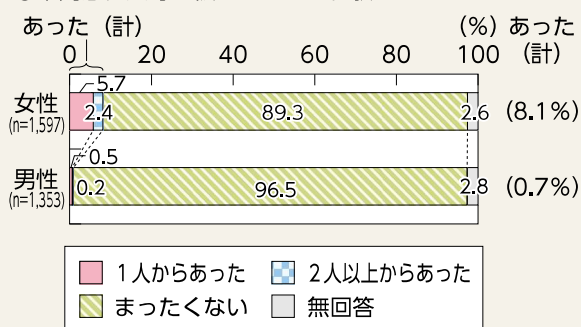
（備考）警察庁「ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」より作成。

## 第2節 性犯罪・性暴力

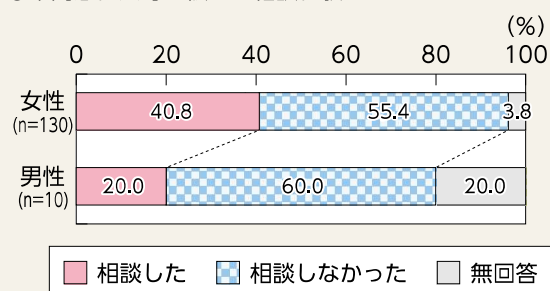
5－8図 不同意性交等の被害にあった経験等（令和5（2023）年度）

- 女性の8.1%、男性の0.7%は不同意性交等の被害にあった経験がある。
- 加害者は、交際相手、元交際相手、職場の関係者、配偶者など、大多数は被害者が知っている人となっており、まったく知らない人からの被害は10.0%。
- 不同意性交等の被害について、女性の55.4%が、誰にも相談していない。
- 被害にあったときの状況について、女性は「驚きや混乱等で体が動かなかった」が最も多く、男性は「相手から、不意をつかれ、突然に襲いかかられた」、「相手との関係性から拒否できなかった」、「相手から、脅された」などの回答があった。

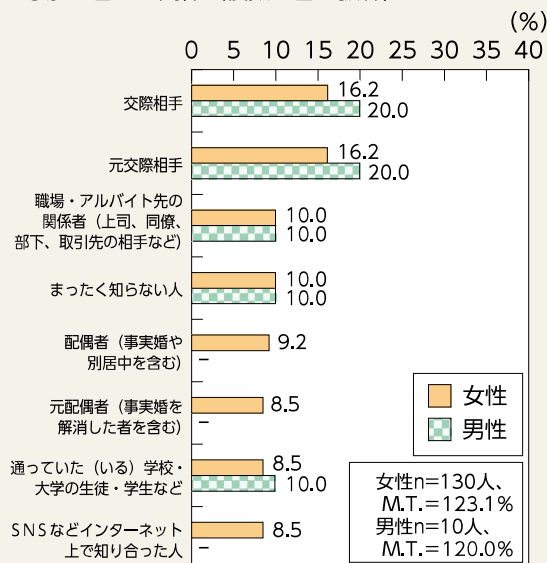
①不同意性交等の被害にあった経験



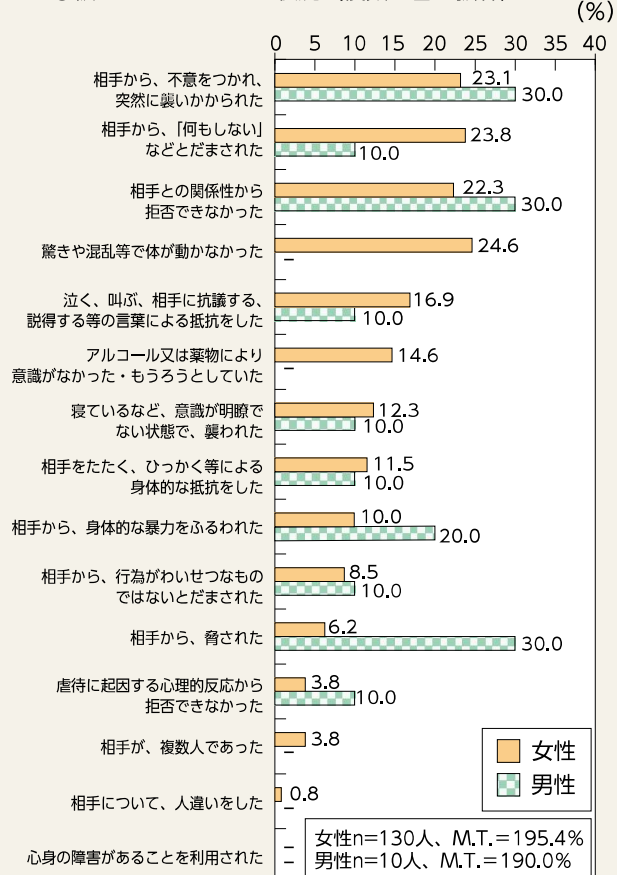
③不同意性交等の被害の相談経験



②加害者との関係（複数回答、抜粋）



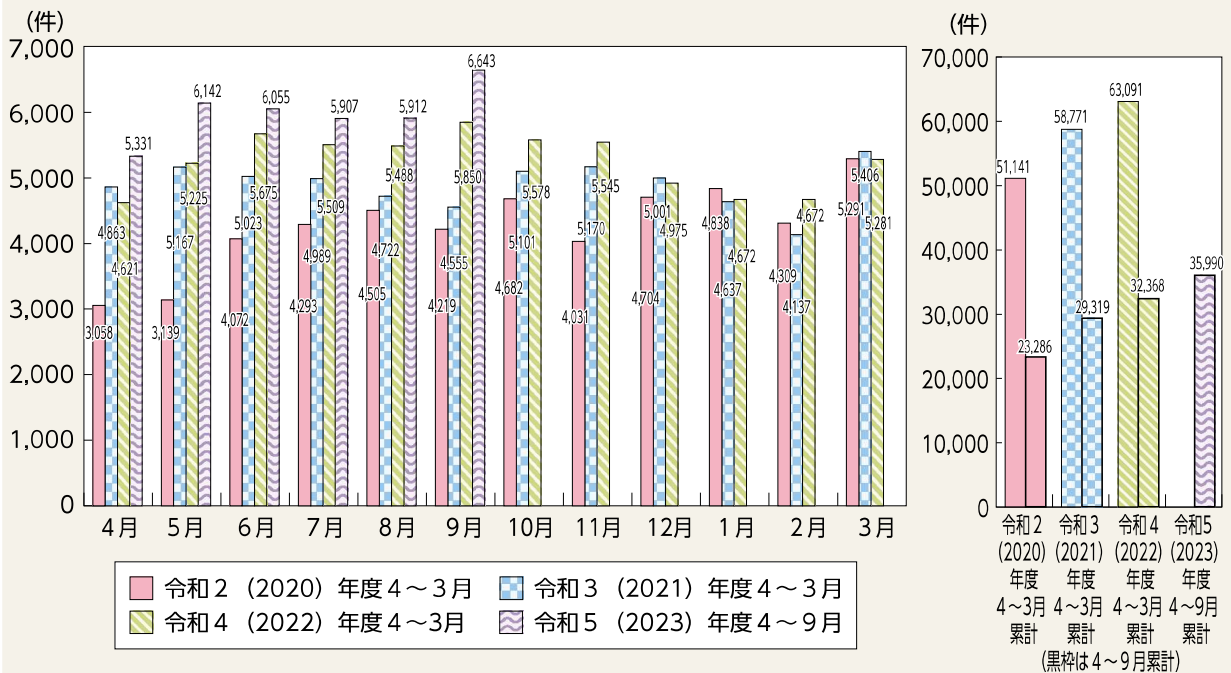
④被害にあったときの状況（複数回答、抜粋）



（備考）内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和5（2023）年度）より作成。

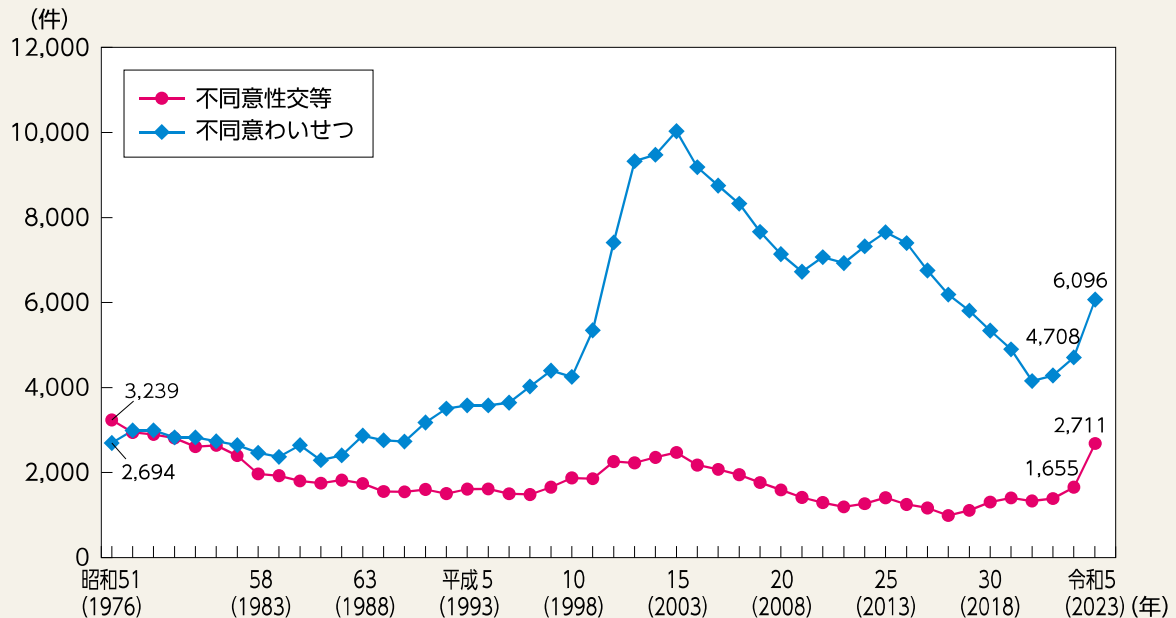
## ５－９図 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国の相談件数の推移

- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの相談件数は、年々増加。
- 令和５（２０２３）年度上半期の相談件数は、前年度同期に比べ、１１．２％増加。



### 5-10図 不同意性交等・不同意わいせつ認知件数の推移

- 不同意性交等の認知件数は、令和5（2023）年は2,711件で、前年に比べ1,056件（63.8%）増加。
- 不同意わいせつの認知件数は、令和5（2023）年は6,096件で、前年に比べ1,388件（29.5%）増加。

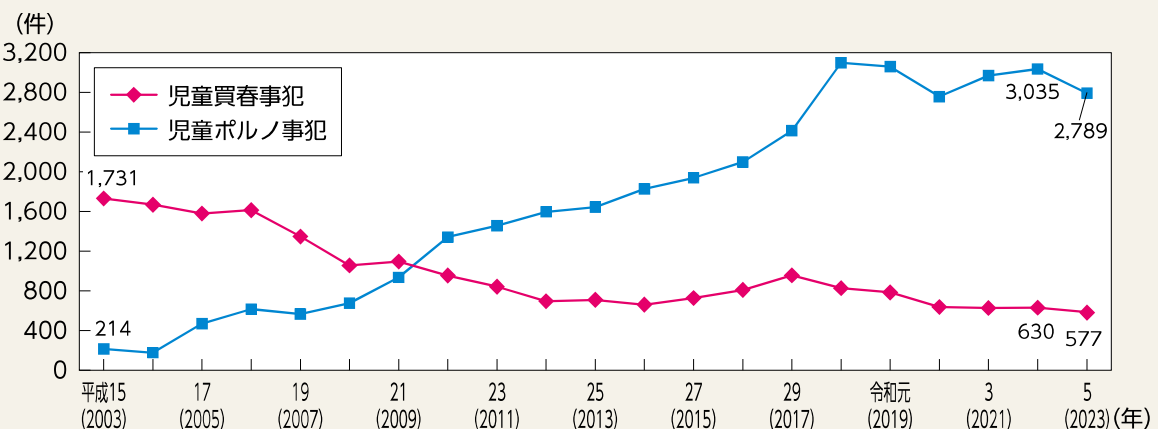


（備考）1. 警察庁「犯罪統計」より作成。

2. 刑法の一部改正（平成29（2017）年7月13日施行、令和5（2023）年7月13日施行）により、罪名・構成要件等が改められたことに伴い、期間によって計上する対象が異なる。平成29（2017）年7月12日以前は「強姦」及び平成29（2017）年改正前の「強制わいせつ」、平成29（2017）年7月13日から令和5（2024）年7月12日まででは「強制性交等」及び平成29（2017）年改正後の「強制わいせつ」、令和5（2024）年7月13日以降は「不同意性交等」及び「不同意わいせつ」に係る数値をそれぞれ計上している。

### 5-11図 児童買春及び児童ポルノ事犯の検挙件数の推移

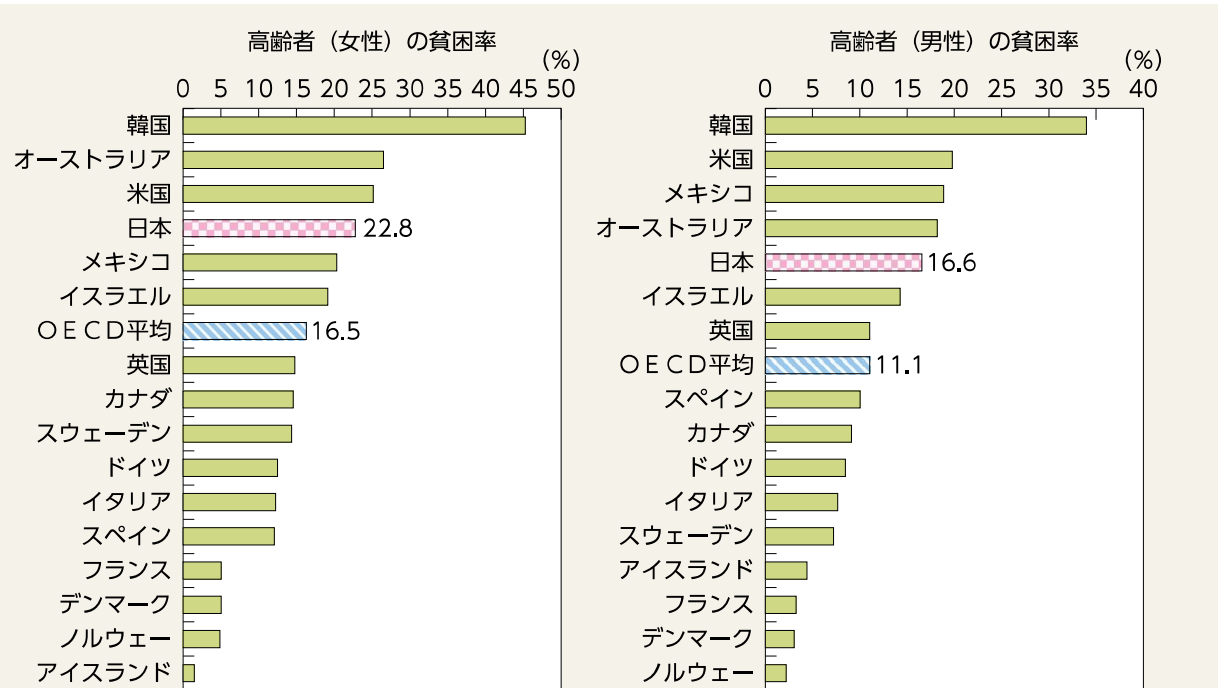
- 児童買春事犯の検挙件数は、令和5（2023）年は577件で、前年に比べ53件（8.4%）減少。
- 児童ポルノ事犯の検挙件数は、令和5（2023）年は2,789件で、前年に比べ246件（8.1%）減少。



（備考）警察庁「少年非行及び子供の性被害の状況」より作成。

6-1図 高齢者の貧困率（男女別）の国際比較

- 国際的にみると、高齢者（66歳以上）の貧困率は、女性の方が男性よりも高い水準にある。  
○日本の高齢者の貧困率は、女性が22.8%で男性が16.6%で、いずれもOECD平均を上回る。  
また、国際的な傾向と同様に女性の方が高い水準にある。



- （備考）1. 日本については厚生労働省「国民生活基礎調査」、日本以外の国は、OECD “Pensions at a Glance 2023” より作成。  
2. 日本の高齢者は65歳以上である。  
3. 貧困率の定義は、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合。  
4. 基本的に令和2（2020）年の数値であるが、アイスランドは平成29（2017）年、デンマーク、フランス、ドイツは令和元（2019）年、日本、ノルウェー、スウェーデン、米国は令和3（2021）年。

## 6-2表 ひとり親世帯の状況

- ひとり親世帯の就業率は8割超と高いが、母子世帯ではそのうち46.5%が非正規であり、平均年間就労収入が236万円と低い。
- 離婚相手からの養育費受領率は、母子世帯で28.1%、父子世帯で8.7%にとどまっている。

### およそ30年間で、母子世帯は約1.4倍に増加。

|                      | (昭和63 (1988) 年) |   | (令和3 (2021) 年)          |
|----------------------|-----------------|---|-------------------------|
| 母子世帯数 <sup>【注】</sup> | 84.9万世帯         | → | 119.5万世帯 (ひとり親世帯の88.9%) |
| 父子世帯数 <sup>【注】</sup> | 17.3万世帯         |   | 14.9万世帯 (ひとり親世帯の11.1%)  |

【注】母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数

|                         | 母子世帯                                       | 父子世帯                                       | 一般世帯 (参考)                    |
|-------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------|
| 就業率                     | 86.3%                                      | 88.1%                                      | 女性73.3%<br>男性84.3%           |
| 役員を除く雇用者のうち<br>正規雇用労働者  | 53.5%                                      | 91.6%                                      | 女性49.8%<br>男性82.7%           |
| 役員を除く雇用者のうち<br>非正規雇用労働者 | 46.5%                                      | 8.4%                                       | 女性50.2%<br>男性17.3%           |
| 平均年間就労収入                | 236万円<br>正規雇用労働者：344万円<br>パート・アルバイト等：150万円 | 496万円<br>正規雇用労働者：523万円<br>パート・アルバイト等：192万円 | 平均給与所得<br>女性314万円<br>男性563万円 |
| 養育費受領率                  | 28.1%                                      | 8.7%                                       | —                            |

- (備考) 1. 母子世帯及び父子世帯はこども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査 (令和3 (2021) 年度)」(推計値)より作成。  
母子世帯及び父子世帯の正規雇用労働者、非正規雇用労働者の構成割合は、「正規の職員・従業員」及び「非正規の職員・従業員」(「派遣社員」及び「パート・アルバイト等」の計)の合計を総数として算出した割合。  
平均年間就労収入は、母子世帯及び父子世帯の母又は父自身の就労収入。
2. 一般世帯の就業率は総務省「労働力調査 (基本集計) (令和5 (2023) 年) 15~64歳」、平均年間就労収入は国税庁「民間給与実態統計調査 (令和4 (2022) 年)」より作成。
3. 「民間給与実態統計調査」について、令和4 (2022) 年より、推計方法が変更されている。

6-3表 ひとり親世帯の貧困率の国際比較（子供がいる世帯（大人が1人））

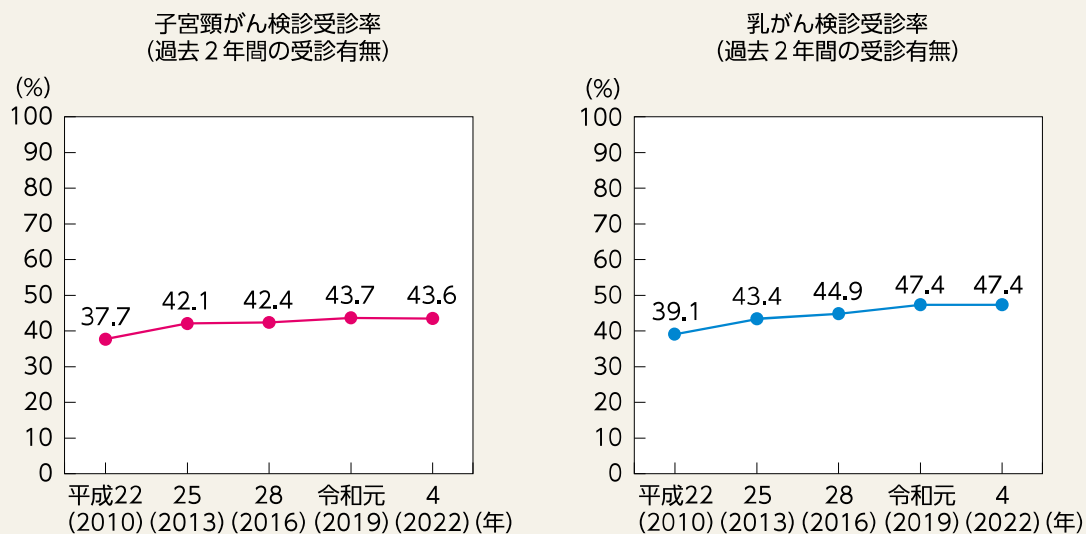
○ひとり親世帯の貧困率を国際比較すると、数値のあるOECD加盟36か国中32位。

| 順位 | 国名     | 貧困率  | 順位     | 国名       | 貧困率  |
|----|--------|------|--------|----------|------|
| 1  | デンマーク  | 9.7  | 20     | オーストリア   | 31.0 |
| 2  | フィンランド | 16.3 | 21     | トルコ      | 31.2 |
| 3  | アイスランド | 18.9 | 22     | イタリア     | 33.4 |
| 4  | ノルウェー  | 23.4 | 23     | スロバキア    | 33.6 |
| 5  | ハンガリー  | 23.5 | 24     | イスラエル    | 33.9 |
| 6  | ポーランド  | 23.8 | 25     | メキシコ     | 34.2 |
| 7  | フランス   | 24.1 | 26     | ルクセンブルク  | 40.2 |
| 8  | スロベニア  | 24.5 | 27     | スペイン     | 40.3 |
| 9  | ラトビア   | 24.8 | 28     | オーストラリア  | 41.0 |
| 10 | スウェーデン | 25.3 | 29     | リトアニア    | 41.3 |
| 11 | ギリシャ   | 26.8 | 30     | チリ       | 42.6 |
| 12 | ドイツ    | 27.2 | 31     | カナダ      | 44.1 |
| 13 | ポルトガル  | 27.5 | 32     | 日本       | 44.5 |
| 13 | アイルランド | 27.5 | 33     | 米国       | 45.7 |
| 15 | 英国     | 28.1 | 34     | ニュージーランド | 46.1 |
| 16 | チェコ    | 28.4 | 35     | コスタリカ    | 47.4 |
| 17 | エストニア  | 29.1 | 36     | 韓国       | 47.7 |
| 18 | オランダ   | 29.5 | OECD平均 |          | 31.9 |
| 18 | ベルギー   | 29.5 |        |          |      |

- （備考）1. 日本については厚生労働省「国民生活基礎調査」、日本以外の国は、OECD、Family database “Child poverty”より作成。
2. 「貧困率」は、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出（相対的貧困率）。
3. 基本的に平成30（2018）年の数値であるが、ニュージーランドは平成26（2014）年、オランダは平成28（2016）年、チリ、デンマーク、ハンガリー、アイスランド及び米国は平成29（2017）年、カナダ、ラトビア、スウェーデン及び英国は令和元（2019）年、コスタリカは令和2（2020）年、日本は令和3（2021）年、コロンビア及びスイスは数値なし。

7-1図 子宮頸がん検診及び乳がん検診受診率の推移

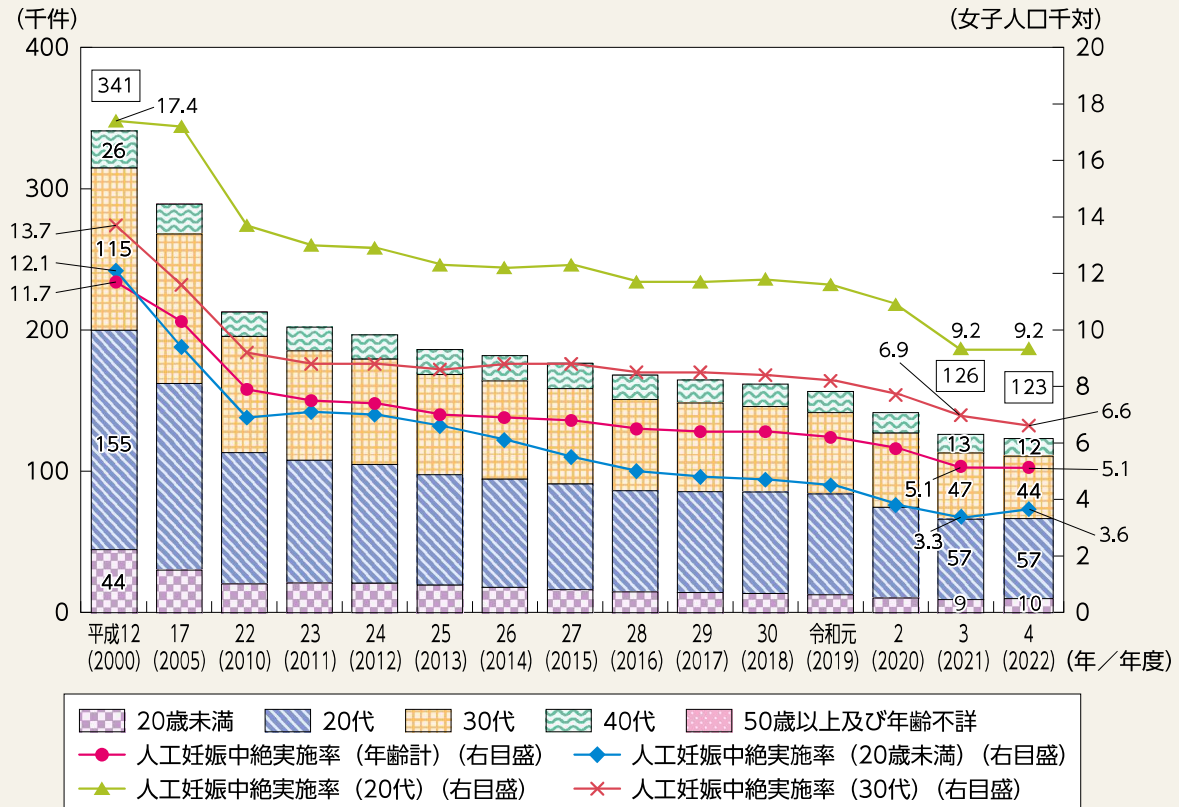
- 子宮頸がんや乳がんは5年相対生存率が高く、早期発見が重要である。
- 我が国における女性のがん検診の受診率は徐々に上昇しているものの、令和4（2022）年の子宮頸がん検診受診率は43.6%、同じく乳がん検診受診率は47.4%と令和元（2019）年と同水準にとどまり、第5次男女共同参画基本計画における成果目標（2022年度までに50%）を達成していない。



- （備考）1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。
2. がん検診の受診率については、「第3期がん対策推進基本計画」（平成30（2018）年3月9日閣議決定）に基づき、算定年齢を子宮頸がん検診は20～69歳、乳がん検診は40～69歳とした。
3. 平成28（2016）年の数値は、熊本県を除いたものである。
4. 入院者は含まない。

## 7-2図 年齢階級別人工妊娠中絶件数及び実施率の推移

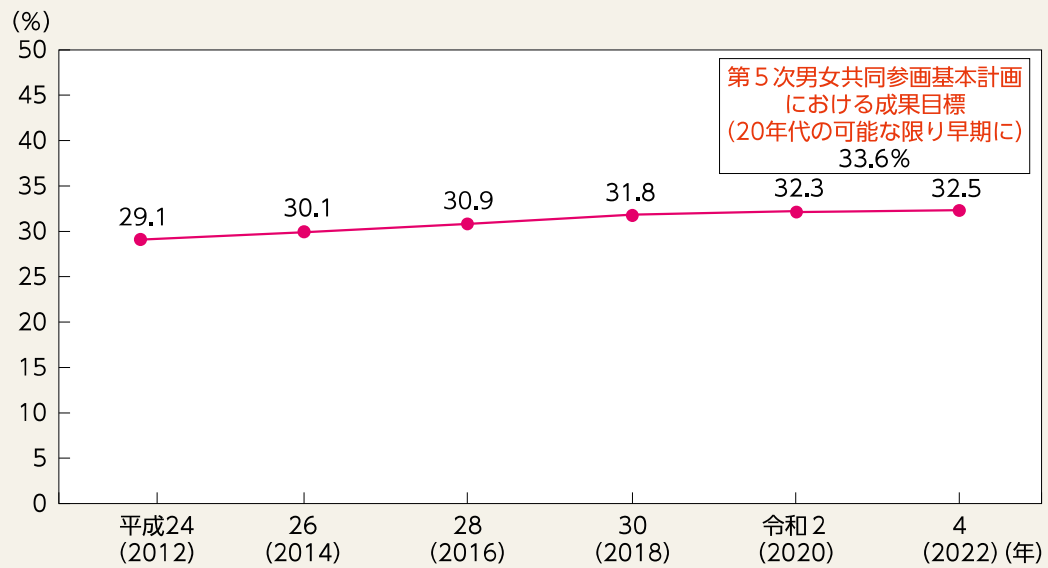
- 人工妊娠中絶件数及び人工妊娠中絶実施率（15歳以上50歳未満女子人口千対）は、緩やかな減少傾向。
- 令和4（2022）年度の人工妊娠中絶件数は122,725件、人工妊娠中絶実施率（年齢計）は5.1。年齢階級別では20歳未満が9,569件・3.6、20代が56,697件・9.2、30代が44,234件・6.6であり、半数以上が10代及び20代となっている。



- (備考) 1. 人工妊娠中絶件数及び人工妊娠中絶実施率（年齢計及び20歳未満）は、平成12（2000）年までは厚生省「母体保護統計報告」、平成17（2005）年度以降は厚生労働省「衛生行政報告例」より作成。平成12（2000）年までは暦年の値、平成17（2005）年度以降は年度値。
2. 人工妊娠中絶実施率（20代及び30代）の算出に用いた女子人口は、平成22（2010）年度まで、平成27（2015）年度及び令和2（2020）年度は総務省「国勢調査」、平成23（2011）年度から平成26（2014）年度まで、平成28（2016）年度から令和元（2019）年度まで及び令和3（2021）年度以降は総務省「人口推計」による。いずれも各年10月1日現在の値。
3. 人工妊娠中絶実施率は、「当該年齢階級の人工妊娠中絶件数」／「当該年齢階級の女子人口」×1,000。ただし、人工妊娠中絶実施率（20歳未満）は、「人工妊娠中絶件数（20歳未満）」／「女子人口（15～19歳）」×1,000、人工妊娠中絶実施率（年齢計）は、「人工妊娠中絶件数（15歳未満を含め50歳以上を除く。）」／「女子人口（15～49歳）」×1,000。
4. 平成22（2010）年度値は、福島県の相双保健福祉事務所管内の市町村を除く（人工妊娠中絶実施率（20代及び30代）の算出に用いた女子人口は、総務省「国勢調査」の結果を用いて内閣府が独自に算出。）。

### 7-3図 25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合

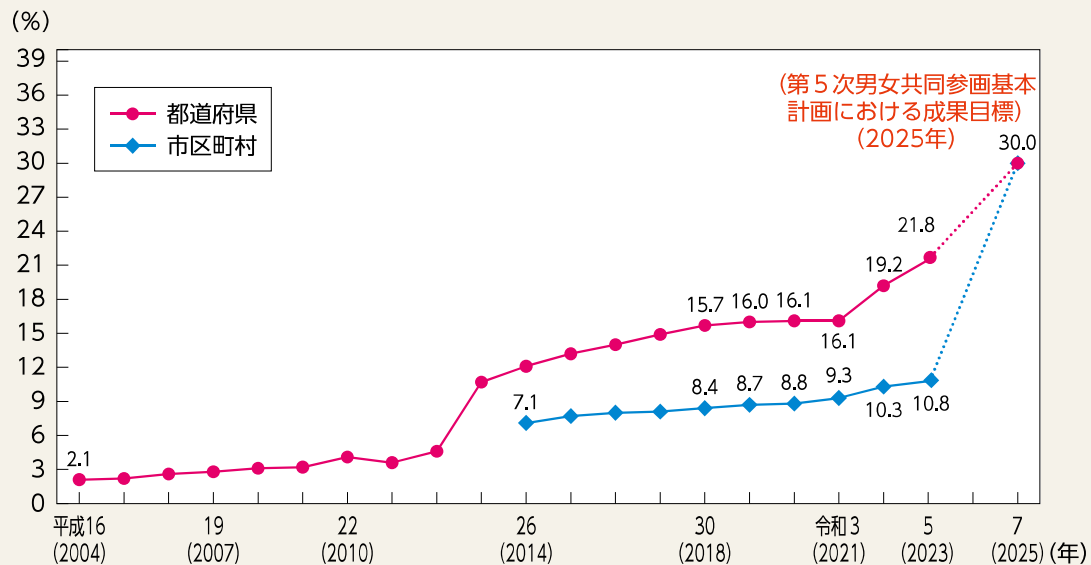
○25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合は、着実に上昇しているが、第5次男女共同参画基本計画における成果目標（20年代の可能な限り早期に33.6%）を達成していない。



（備考）1. 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」より作成。  
2. 各年12月31日現在。

8-1 図 地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移

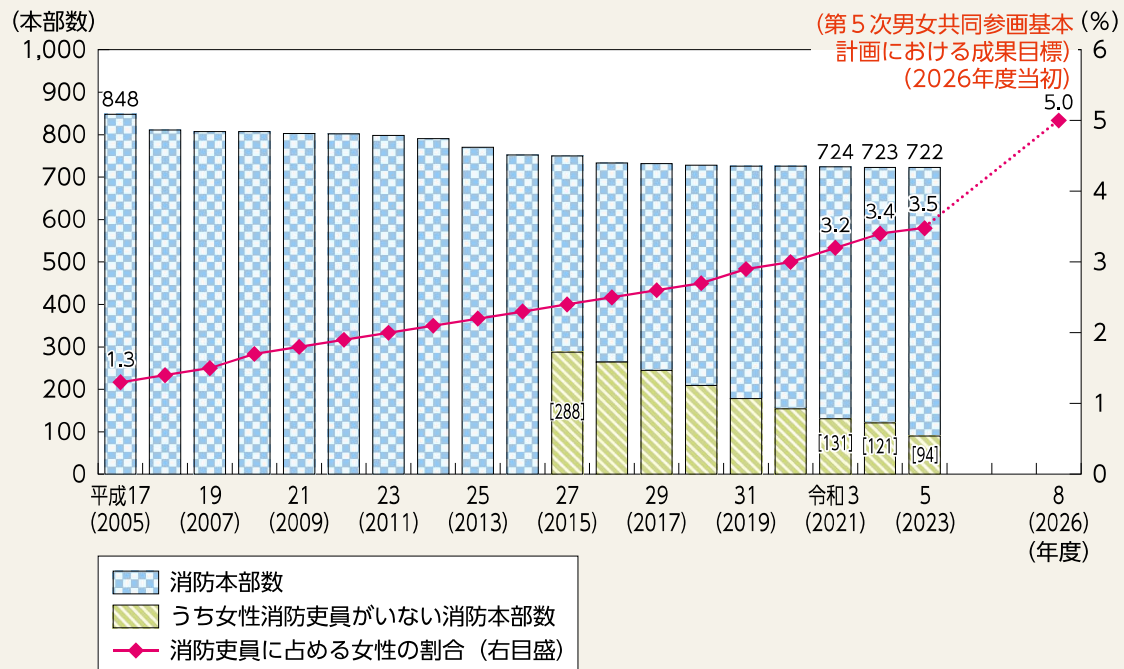
○令和5（2023）年の地方防災会議の委員に占める女性の割合は、都道府県防災会議では21.8%（前年度比2.6%ポイント増）、市区町村防災会議では10.8%（同0.5%ポイント増）。



- （備考）
1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
  2. 各年4月1日時点（一部の地方公共団体においては、異なる場合あり。）のデータとして各地方公共団体から提出のあったものを基に作成したものである。
  3. 東日本大震災の影響により、平成23（2011）年値には、岩手県の一部（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県の一部（女川町、南三陸町）、福島県の一部（南相馬市、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、平成24（2012）年値には、福島県の一部（川内村、葛尾村、飯館村）がそれぞれ含まれていない。また、北海道胆振東部地震の影響により、平成30（2018）年値には北海道厚真町が含まれていない。
  4. 「市区」に政令指定都市及び特別区を含む。

## 8-2図 消防本部数及び消防吏員に占める女性の割合の推移

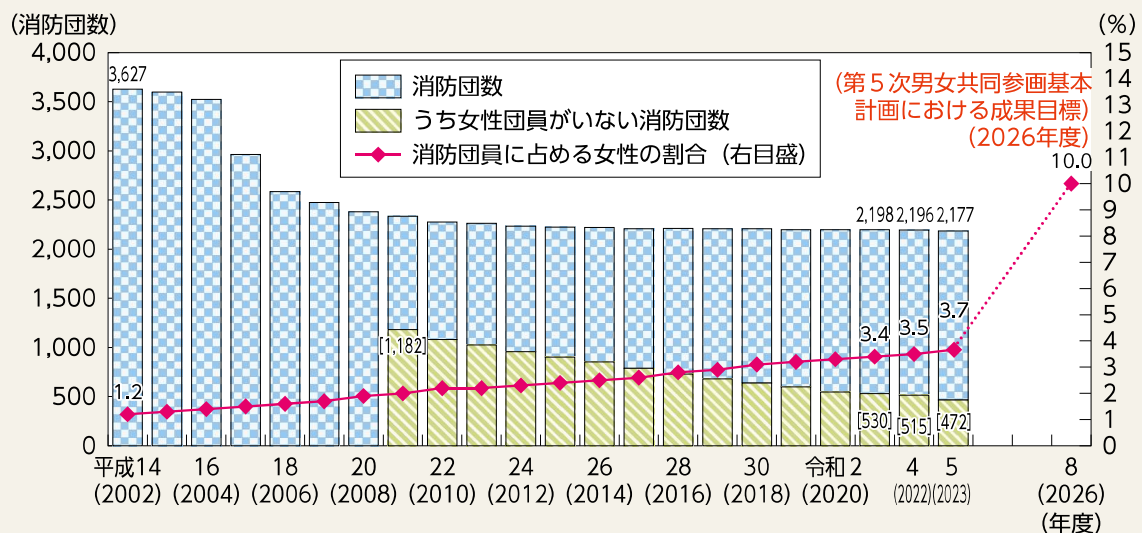
- 令和5（2023）年4月1日現在、消防吏員に占める女性の割合は3.5%（前年度比0.1%ポイント増）。
- 女性のいない消防本部数は94（前年度は121）。



(備考) 1. 消防庁「消防防災・震災対策現況調査」より作成。  
2. 各年度4月1日現在。

## 8-3図 消防団数及び消防団員に占める女性の割合の推移

- 令和5（2023）年4月1日現在、消防団員に占める女性の割合は3.7%（前年度比0.2%ポイント増）。
- 女性団員がいない消防団数は472（前年度は515）。



(備考) 1. 消防庁「消防防災・震災対策現況調査」及び消防庁資料より作成。  
2. 原則として各年度4月1日現在。  
3. 東日本大震災の影響により、平成23（2011）年の岩手県、宮城県及び福島県、平成24（2012）年の宮城県牡鹿郡女川町の値は、平成22（2010）年4月1日の数値で集計。

## Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた 基盤の整備

第9分野

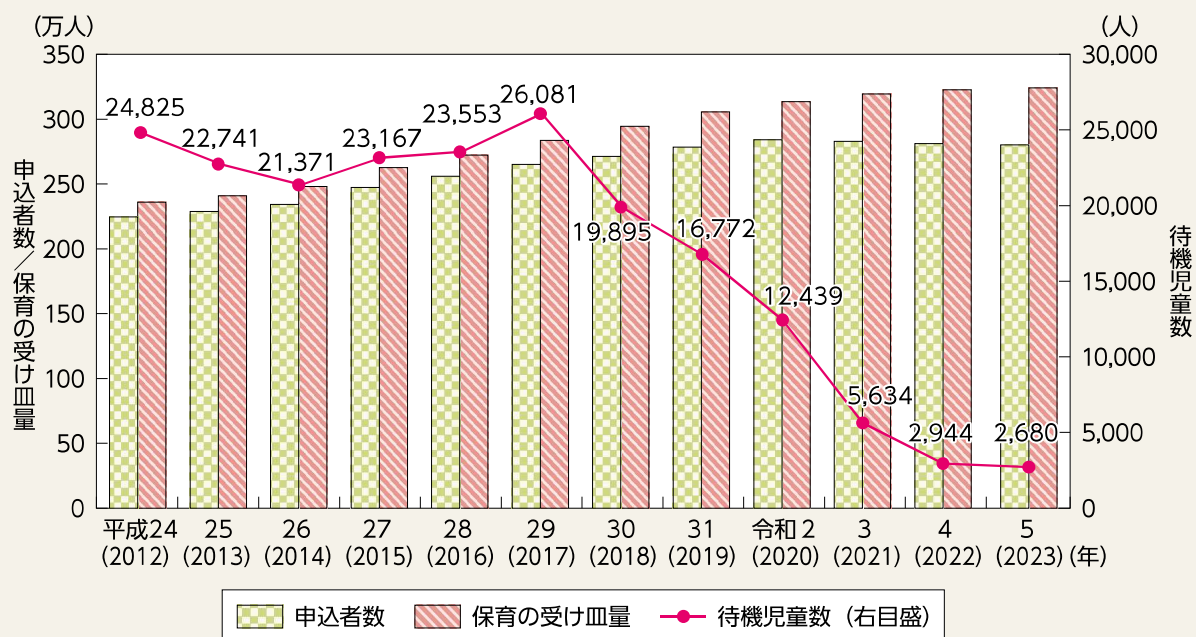
### 男女共同参画の視点に立った 各種制度等の整備

第9分野

男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

9-1図 保育の申込者数及び待機児童数の状況

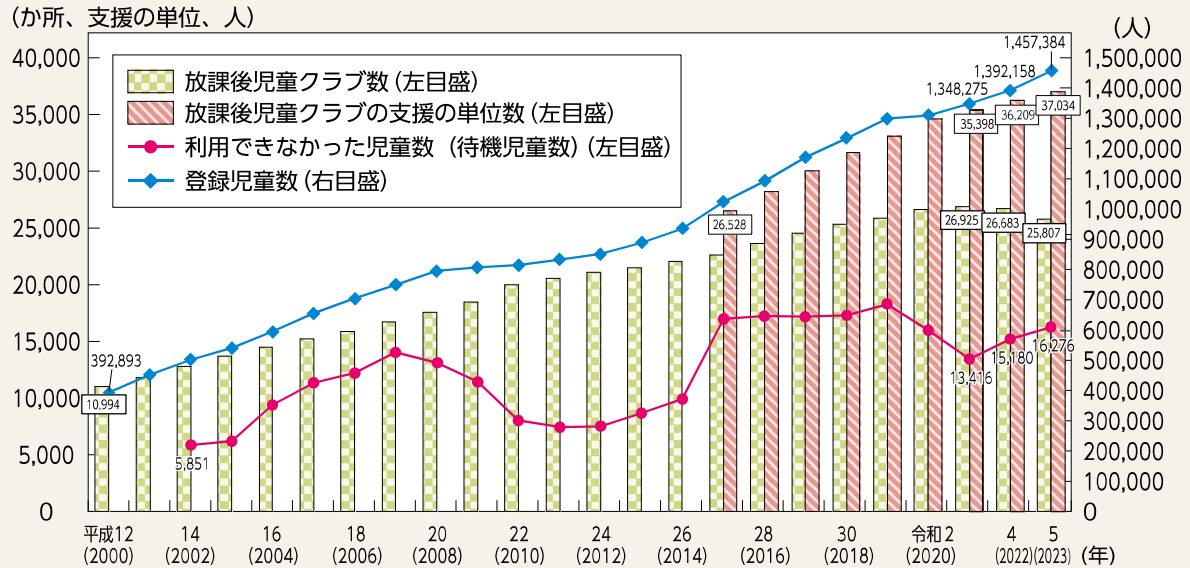
- 令和5（2023）年4月1日時点の待機児童数は2,680人で、前年に比べ264人減少。
- 待機児童数は直近のピーク時である平成29（2017）年の26,081人から6年間で23,401人減少し、約10分の1になった。



（備考）こども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ」及び「新子育て安心プラン」より作成。

## 9-2図 放課後児童クラブの登録児童数の状況

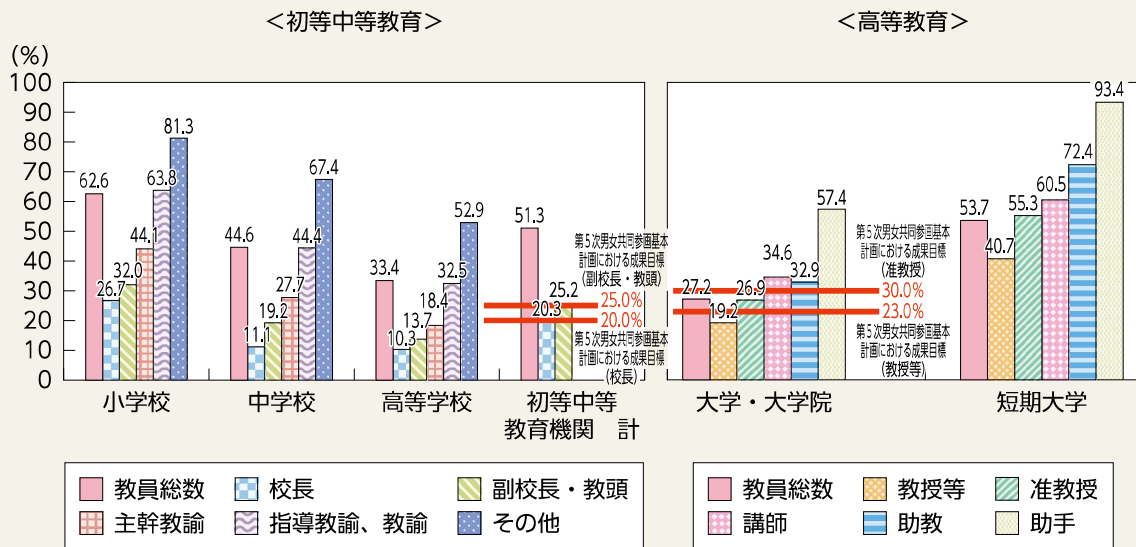
- 令和5（2023）年5月1日時点の放課後児童クラブを利用できなかった児童数（待機児童数）は16,276人で、前年に比べ1,096人増加。
- 登録児童数は1,457,384人（対前年65,226人増）となり、過去最高値を更新。



- （備考）
1. こども家庭庁「令和5年（2023年）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」より作成。
  2. 各年5月1日現在。令和2（2020）年のみ7月1日現在。
  3. 「支援の単位」とは、児童の集団の規模を示す基準であり、児童の放課後児童クラブでの活動は、この「支援の単位」を基本として行うこととなっている。

10－1図 本務教員総数に占める女性の割合（教育段階別、令和5（2023）年度）

- 教員に占める女性の割合は、教育段階が上がるほど、また役職が上がるほど低くなる。
- 初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合について、副校長・教頭及び校長の成果目標を達成しているものの、中学校及び高等学校の校長に占める女性割合は1割程度、副校長・教頭に占める女性割合は2割未満。
- 大学・大学院の教授等に占める女性割合は2割未満。



- （備考）
1. 文部科学省「学校基本統計」（令和5（2023）年度）より作成。
  2. 高等学校は、全日制及び定時制の値（通信制は除く。）。
  3. 初等中等教育の「その他」は「助教諭」、「養護教諭」、「養護助教諭」、「栄養教諭」及び「講師」の合計。
  4. 高等教育の「教授等」は「学長」、「副学長」及び「教授」の合計。
  5. 「初等中等教育機関」は、小学校、中学校、中等教育学校、義務教育学校、高等学校（通信制を含む。）、特別支援学校の合計。

11-1 表 GDI（ジェンダー開発指数）の国際比較

○GDIは、国連開発計画（UNDP）が作成。1が完全平等であり、1からのプラスマイナス双方の乖離幅で男女差を計測する。日本は182か国中92位。

GDI 令和5（2023）年  
（ジェンダー開発指数）

（参考）HDI 令和5（2023）年  
（人間開発指数）

| 順位  | 国名       | GDI値  |
|-----|----------|-------|
| 1   | ブラジル     | 1.000 |
| 2   | スロベニア    | 0.999 |
| 2   | レソト      | 0.999 |
| 4   | スロバキア    | 1.002 |
| 4   | ベネズエラ    | 1.002 |
| 4   | ボルトガル    | 0.998 |
| 4   | カザフスタン   | 0.998 |
| 4   | コロンビア    | 0.998 |
| 4   | ボツワナ     | 0.998 |
| 12  | 米国       | 1.005 |
| 12  | コスタリカ    | 0.995 |
| 19  | ルクセンブルク  | 0.993 |
| 26  | ポーランド    | 1.009 |
| 26  | アイルランド   | 0.991 |
| 26  | イスラエル    | 0.991 |
| 31  | フィンランド   | 0.989 |
| 31  | ハンガリー    | 0.989 |
| 34  | カナダ      | 0.988 |
| 34  | スペイン     | 0.988 |
| 34  | チェコ      | 0.988 |
| 41  | ノルウェー    | 0.986 |
| 41  | フランス     | 0.986 |
| 48  | スウェーデン   | 0.983 |
| 53  | デンマーク    | 0.981 |
| 58  | メキシコ     | 0.979 |
| 61  | エストニア    | 1.022 |
| 61  | ラトビア     | 1.022 |
| 61  | オーストラリア  | 0.978 |
| 67  | 英国       | 0.976 |
| 71  | アイルランド   | 0.975 |
| 71  | ベルギー     | 0.975 |
| 77  | チリ       | 0.973 |
| 81  | オーストリア   | 0.972 |
| 81  | リトアニア    | 1.028 |
| 85  | スイス      | 0.971 |
| 87  | ニュージーランド | 0.970 |
| 90  | イタリア     | 0.969 |
| 90  | ギリシャ     | 0.969 |
| 92  | 日本       | 0.968 |
| 96  | ドイツ      | 0.966 |
| 103 | オランダ     | 0.960 |
| 111 | 韓国       | 0.948 |
| 116 | トルコ      | 0.941 |

| 順位 | 国名       | HDI値  |
|----|----------|-------|
| 1  | スイス      | 0.967 |
| 2  | ノルウェー    | 0.966 |
| 3  | アイスランド   | 0.959 |
| 4  | 香港       | 0.956 |
| 5  | デンマーク    | 0.952 |
| 5  | スウェーデン   | 0.952 |
| 7  | ドイツ      | 0.950 |
| 7  | アイルランド   | 0.950 |
| 10 | オーストラリア  | 0.946 |
| 10 | オランダ     | 0.946 |
| 12 | ベルギー     | 0.942 |
| 12 | フィンランド   | 0.942 |
| 15 | 英国       | 0.940 |
| 16 | ニュージーランド | 0.939 |
| 18 | カナダ      | 0.935 |
| 19 | 韓国       | 0.929 |
| 20 | ルクセンブルク  | 0.927 |
| 20 | 米国       | 0.927 |
| 22 | オーストリア   | 0.926 |
| 22 | スロベニア    | 0.926 |
| 24 | 日本       | 0.920 |
| 25 | イスラエル    | 0.915 |
| 27 | スペイン     | 0.911 |
| 28 | フランス     | 0.910 |
| 30 | イタリア     | 0.906 |
| 31 | エストニア    | 0.899 |
| 32 | チェコ      | 0.895 |
| 33 | ギリシャ     | 0.893 |
| 36 | ポーランド    | 0.881 |
| 37 | ラトビア     | 0.879 |
| 37 | リトアニア    | 0.879 |
| 42 | ボルトガル    | 0.874 |
| 44 | チリ       | 0.860 |
| 45 | スロバキア    | 0.855 |
| 45 | トルコ      | 0.855 |
| 47 | ハンガリー    | 0.851 |
| 64 | コスタリカ    | 0.806 |
| 77 | メキシコ     | 0.781 |
| 91 | コロンビア    | 0.758 |

#### GDI ジェンダー開発指数 (Gender Development Index)

国連開発計画（UNDP）による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい所得水準」という人間開発の3つの側面を男女別に算出して、男女間における開発度合いの差を測定する。具体的には以下の指標からHDI（人間開発指数）を男女別に算出し、女性HDI／男性HDIにより算出している。

##### 【長寿で健康な生活】

出生時の平均寿命

##### 【知識】

平均就学年数及び予想就学年数

##### 【人間らしい所得水準】

一人当たり国民総所得（GNI）

（備考）1. 国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書2023/24」より作成。

2. 測定可能な数は、GDIは182の国と地域、HDIは193の国と地域。そのうち、上位5位及びOECD加盟国（38か国）を抽出。

## 11-2表 GGI（ジェンダー・ギャップ指数）及びGII（ジェンダー不平等指数）の国際比較

○GGIは、スイスの非営利団体「世界経済フォーラム」が公表。0が完全不平等、1が完全平等を示しており、日本は146か国中125位。  
○GIIは、国連開発計画（UNDP）が作成。0が完全平等、1が完全不平等を示しており、日本は193か国中22位。

① GGI 令和5（2023）年  
（ジェンダー・ギャップ指数）

| 順位  | 国名       | GGI値  |
|-----|----------|-------|
| 1   | アイスランド   | 0.912 |
| 2   | ノルウェー    | 0.879 |
| 3   | フィンランド   | 0.863 |
| 4   | ニュージーランド | 0.856 |
| 5   | スウェーデン   | 0.815 |
| 6   | ドイツ      | 0.815 |
| 9   | リトアニア    | 0.800 |
| 10  | ベルギー     | 0.796 |
| 11  | アイルランド   | 0.795 |
| 13  | ラトビア     | 0.794 |
| 14  | コスタリカ    | 0.793 |
| 15  | 英国       | 0.792 |
| 18  | スペイン     | 0.791 |
| 21  | スイス      | 0.783 |
| 22  | エストニア    | 0.782 |
| 23  | デンマーク    | 0.780 |
| 26  | オーストラリア  | 0.778 |
| 27  | チリ       | 0.777 |
| 28  | オランダ     | 0.777 |
| 29  | スロベニア    | 0.773 |
| 30  | カナダ      | 0.770 |
| 32  | ポルトガル    | 0.765 |
| 33  | メキシコ     | 0.765 |
| 40  | フランス     | 0.756 |
| 42  | コロンビア    | 0.751 |
| 43  | 米国       | 0.748 |
| 44  | ルクセンブルク  | 0.747 |
| 47  | オーストリア   | 0.740 |
| 60  | ポーランド    | 0.722 |
| 63  | スロバキア    | 0.720 |
| 79  | イタリア     | 0.705 |
| 83  | イスラエル    | 0.701 |
| 93  | ギリシャ     | 0.693 |
| 99  | ハンガリー    | 0.689 |
| 101 | チェコ      | 0.685 |
| 105 | 韓国       | 0.680 |
| 125 | 日本       | 0.647 |
| 129 | トルコ      | 0.638 |

② GII 令和5（2023）年  
（ジェンダー不平等指数）

| 順位 | 国名       | GII値  |
|----|----------|-------|
| 1  | デンマーク    | 0.009 |
| 2  | ノルウェー    | 0.012 |
| 3  | スイス      | 0.018 |
| 4  | スウェーデン   | 0.023 |
| 5  | オランダ     | 0.025 |
| 6  | フィンランド   | 0.032 |
| 9  | アイスランド   | 0.039 |
| 10 | ルクセンブルク  | 0.043 |
| 11 | ベルギー     | 0.044 |
| 12 | オーストリア   | 0.048 |
| 13 | スロベニア    | 0.049 |
| 14 | イタリア     | 0.057 |
| 15 | スペイン     | 0.059 |
| 16 | 韓国       | 0.062 |
| 17 | オーストラリア  | 0.063 |
| 18 | カナダ      | 0.069 |
| 19 | ドイツ      | 0.071 |
| 20 | アイルランド   | 0.072 |
| 21 | ポルトガル    | 0.076 |
| 22 | 日本       | 0.078 |
| 23 | ニュージーランド | 0.082 |
| 24 | フランス     | 0.084 |
| 26 | イスラエル    | 0.092 |
| 27 | エストニア    | 0.093 |
| 28 | 英国       | 0.094 |
| 30 | リトアニア    | 0.098 |
| 31 | ポーランド    | 0.105 |
| 32 | チェコ      | 0.113 |
| 37 | ギリシャ     | 0.120 |
| 39 | ラトビア     | 0.142 |
| 44 | 米国       | 0.180 |
| 46 | スロバキア    | 0.184 |
| 49 | チリ       | 0.190 |
| 56 | ハンガリー    | 0.230 |
| 58 | コスタリカ    | 0.232 |
| 63 | トルコ      | 0.259 |
| 84 | メキシコ     | 0.352 |
| 95 | コロンビア    | 0.392 |

### GGI ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

以下の4分野からなり、男性に対する女性の割合を示す。

#### 【経済分野】

- ・労働参加率の男女比
- ・同一労働における賃金の男女格差
- ・推定勤労所得の男女比
- ・管理的職業従事者の男女比
- ・専門・技術者の男女比

#### 【教育分野】

- ・識字率の男女比
- ・初等、中等、高等教育の就学率の男女比

#### 【健康分野】

- ・出生児性比
- ・健康寿命の男女比

#### 【政治分野】

- ・国会議員（下院）の男女比
- ・閣僚の男女比
- ・最近50年における行政政府の長の在任年数の男女比

### GII ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index)

国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。

#### 【リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）】

- ・妊娠婦死亡率
- ・思春期出生率（15～19歳の女性1,000人当たりの出生数）

#### 【エンパワーメント】

- ・国会議員女性割合
- ・中等教育以上の教育を受けた人の割合（男女別）

#### 【労働市場】

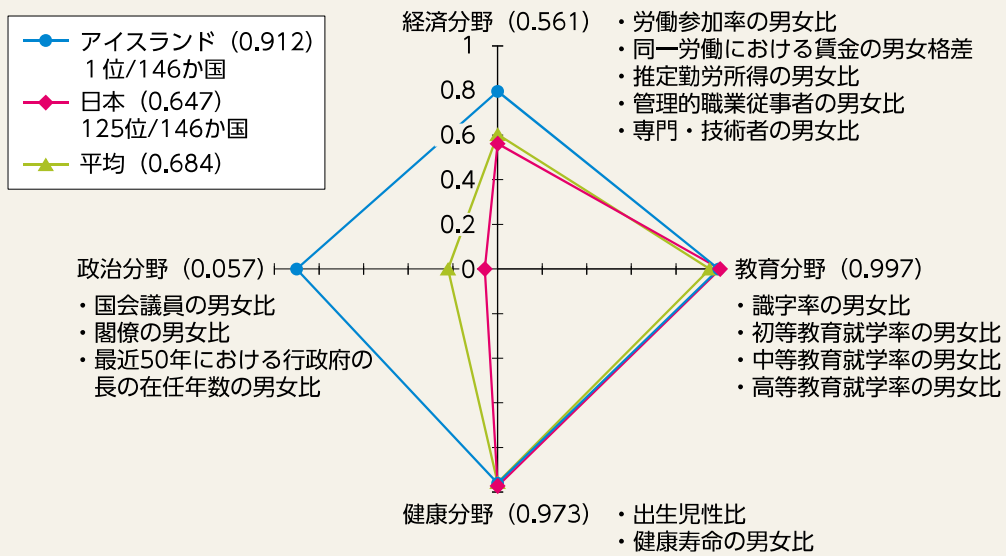
- ・労働参加率（男女別）

（備考）1. GGIは世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2023」、GIIは国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書2023/24」より作成。

2. 測定可能な数は、GGIは146か国、GIIは193の国と地域。そのうち、上位5位及びOECD加盟国（38か国）を抽出。

### 11-3図 各分野におけるGGI（ジェンダー・ギャップ指数）（令和5（2023）年）

○日本は、「教育」と「健康」の値はほぼ1（完全平等）に近いが、「政治」と「経済」の値が低くなっている。



(備考) 1. 世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2023」より作成。

2. 分野別の順位 (146か国中): 経済 (123位)、教育 (47位)、健康 (59位)、政治 (138位)